

平成25年6月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録  
平成25年6月19日～20日

場 所 第2委員会室



平成25年 6 月 19 日 (水曜日)

午前 9 時 58 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成25年度宮崎県一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 2 号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 財産の処分について
- 議案第14号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて
  - ・平成24年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- 請願第30号 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願
- 請願第33号 軽油引取税暫定税率廃止・燃料費補填補助金制度創設等に関する請願
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・宮崎県県民意識調査結果の概要について
  - ・フードビジネス振興構想の具体化に向けた取組について
  - ・「第 2 次みやざき男女共同参画プラン」の推進状況について
  - ・防災拠点庁舎整備の検討状況について
  - ・平成24年度における行財政改革の取組状況について
  - ・「宮崎県地域防災計画」の見直しについて

- ・「宮崎県危機管理指針」の改正について
- ・在日米軍再編に係る新田原基地での日米共同訓練について
- ・南海トラフ巨大地震対策について
- ・宮崎県防災救急ヘリコプターの緊急出動状況について

出席委員 (8 人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	十 屋 幸 平
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	冨 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	永 山 英 也
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	舟 田 美 揮 子
部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	金 子 洋 士
秘 書 広 報 課 長	片 寄 元 道
広 報 戦 略 室 長	藪 田 亨
統 計 調 査 課 長	稲 吉 孝 和
総 合 交 通 課 長	奥 野 信 利
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長	川 原 光 男
フ ー ド ビ ジ ネ ス 推 進 課 長	井 手 義 哉
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	松 岡 弘 高
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	野 元 猛 敏

文化文教・国際課長 菓子野 信 男  
人権同和対策課長 田 村 吉 彦  
情報政策課長 甲 斐 丈 勝

総務部

総 務 部 長 四 本 孝  
危機管理統括監 橋 本 憲次郎  
総 務 部 次 長 成 合 修  
(総務・職員担当)  
総 務 部 次 長 日 隈 俊 郎  
(財務・市町村担当)  
危機管理局長 大 坪 篤 史  
兼危機管理課長  
部参事兼総務課長 川 島 達 朗  
部参事兼人事課長 武 田 宗 仁  
行政経営課長 平 原 利 明  
財 政 課 長 福 田 直  
税 務 課 長 鶴 田 安 彦  
部参事兼市町村課長 甲 斐 正 文  
総務事務センター課長 酒 井 正 英  
消 防 保 安 課 長 厚 山 善 光

事務局職員出席者

政策調査課主査 藤 村 正  
議事課主任主事 野 中 啓 史

○内村委員長 おはようございます。少し時間前ですけれども、ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第14号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部の入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○内村委員長 おはようございます。ただいまから委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○土持総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず初めに、お礼を申し上げます。去る6月1日に開催をいたしました置県130年記念式典につきましては、本当に御多忙の中、また、足元がお悪い中、内村委員長、副委員長を初め、委員の皆様方多数御来場いただきまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

当日、郷土芸能とか、合唱等、出演者等を含めると約1,000名の方々に御参加をいただいたところでございます。川越進翁を初め、幾多の先人たちにより築き上げられた本県の歴史や財産を今を生きる私たちが未来につないでいくという思いを、皆様方と共有しながら、県勢発展のために全力で取り組んでまいりますので、なお一層の御理解と御支援を賜りますようお願いをいたします。

それでは、今回提案しております議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元「総務政策常任委員会資料」をお開きいただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。

今回お願いをしております予算議案でございますが、議案第1号「平成25年度6月補正予算案について」でございます。

右側の資料1ページをごらんいただきたいと思っております。

今回お願いをしております総合政策部の補正額でございますが、一般会計の表一番下のところでございますように、合計で7,893万9,000円の増額であります。これは、後ほど御説明をいたします、副知事二人制及び消費者行政活性化基金事業の補正であります。

補正後の総合政策部の一般会計予算額は、その一番右端の欄にありますように、140億1,283万円でございます。補正の具体的な内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をいたします。

次に、特別議案でございますが、同じく左側の目次をごらんいただきたいと思っております。

特別議案といたしまして、予算議案と関連いたしますが、宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部改正がございます。

次に、報告事項といたしまして、損害賠償と繰越明許がございます。

最後に、「その他の報告」でございますが、目次に記載のとおり、3件の報告事項がございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○内村委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○片寄秘書広報課長 それでは、秘書広報課の6月補正予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の「歳出予算説明資料」、こちらをお願いいたします。

こちらの3ページをお願いいたします。秘書広報課の補正予算は、左から2番目の欄、補正額でございますように、2,088万8,000円の増額をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄でございますけれども、4億5,708万9,000円でございます。

それでは、内容について御説明いたします。5ページをお願いいたします。

まず、上から5行目の事項「職員費」1,671万9,000円でございます。これは、副知事の増員に伴う給与等に要する経費でございます。

次に、その下の事項「秘書業務費」416万9,000円でございます。これは、副知事の増員に伴う、副知事及び秘書の旅費、公用車の管理委託等に要する経費でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松岡生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

同じく「歳出予算説明資料」の7ページをごらんください。

当課の補正額は5,805万1,000円の増額で、補正後の額は4億3,040万9,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。めぐりまして9ページをごらんください。

表の5つ目(事項)消費者行政活性化基金事

業費につきまして、5,805万1,000円の増額をお願いしております。

この消費者行政活性化基金は、平成21年3月に国の交付金を活用して設置したものでありまして、基金事業としては昨年度までで終了の予定でしたが、ことし1月に国の緊急経済対策として、交付金の新たな追加と、25年度末までの事業延長の決定がなされ、2月補正予算において同基金への積み立てを行ったところであります。

今回の補正予算は、その積立金を活用し、県及び市町村の相談窓口の機能強化など、消費者行政活性化のための事業実施をお願いするもので、事業費といたしましては、説明欄2、消費者行政活性化事業5,803万8,000円となります。

今回の補正予算によりまして、県では、テレビ、新聞、映画館等での広告など、消費者トラブル防止のための啓発の強化や、消費生活相談員の研修派遣、無料弁護士相談会の開催など相談体制の充実に取り組むほか、市町村が実施する啓発事業及び相談事業に対しまして補助を行うこととしております。

なお、説明欄1の基金積立金1万3,000円と計上されております。これは、2月補正予算で積み立てを行いました国の追加交付金、これに係る運用利息でありまして、同基金に積み立てることとしております。

補正予算の説明は以上でございます。

次に、引き続きまして、特別議案について御説明いたします。

「総務政策常任委員会資料」で御説明いたします。委員会資料の3ページをごらんください。

議案第5号「宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例について」であります。

まず、1の改正の理由ですが、先ほど補正予

算の説明の中でも触れましたが、消費者行政活性化基金事業の実施期限が平成25年度末まで延長されたことに伴いまして、所定の条例の所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、表にありますように、条例の附則第2項に規定する有効期限について、「平成26年3月31日」から「平成27年3月31日」に改めるものであります。

事業そのものは25年度末で終了いたしますが、精算業務等もありますので、有効期限は26年度末としております。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

説明は以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案についての質疑はありませんか。

○丸山委員 消費者行政についてお伺いしたいんですが、その交付金が25年度延びたということで、非常にありがたい話なんですが、今実際の消費者行政の相談のここ数年の推移とか、わかれば教えていただきたいというのが1つと、今後25年で切れた場に、26年度以降、県としては、この消費者相談をどのような体制で取り組もうという考えがあるのか、2点をお伺いしたいと思います。

○松岡生活・協働・男女参画課長 まず、相談件数の推移ですが、ここ数年は、大体県の消費者相談センターに寄せられる数は1万件前後、9,000から1万件前後で推移しております。

この消費者活性化基金によりまして、例えば宮崎を初め、都城、日向、延岡、このあたりには消費センターも設立されました。そういったこともありまして、市町村の相談件数のほうは増加しております。

あと、2つ目の基金の後の話ですけれども、

一応25年度までということに国のほうからは来ております。今後の見通しにつきましては、また国の概算要求等の時期に判明するものと思われましても、基金がなくなったとしましても、相談体制については維持できるというふうに考えております。

市町村のほうも、例えば都城を除く、宮崎、日向、三股町、このあたりが消費者基金を活用しまして、2分の1、人件費補助を入れております。ただ、基金がなくなったとしても、ここは自前の予算でやりたいというようなことも聞いておりますので、相談体制については現状は維持できるというふうに考えております。

**○丸山委員** 今回、5,800万補正をしたときに、使い道としては、先ほどはテレビ等の広報啓発と相談体制の強化ということだったんですが、具体的にどれぐらいと認識すればよろしいでしょうか。

**○松岡生活・協働・男女参画課長** その内容になりますと、まず県のほうで約3,000万かけております。市町村のほうの補助金として約2,700万を考えております。

内容ですが、県としましては、まず相談体制の充実ということで、約190万ほど計上しておりますけれども、相談員さん、従来から研修はやっておりますけれども、さらに派遣をふやすとか、あるいは無料弁護士相談会のほうを実施するとか考えております。

あと、啓発事業につきましては、テレビ、ラジオ、映画館のCM、新聞広告、あるいはイオン等の大型商業施設による啓発キャンペーン、啓発グッズ、パネル展の作成、これらもろもろで2,800万ぐらいの予算を考えております。

あと、市町村につきましては、いろんな啓発事業、相談事業を考えておられます。それにつ

きましては、10分の10の補助ということで、2,700万余りの補助を考えてるところであります。

以上です。

**○丸山委員** 市町村も取り組みをされ、先ほど何市かは既に2分の1の補助を使ってとかいうのを、独自の相談員みたいなのを体制を整えるというような説明もあったんですが、市町村で差があるのか、ないのかということをお伺いしたい。といいますのも、消費者相談というのは、インターネットとか、非常に今多いものですから、どこに行ってもそういう被害にも差がなくなっていってるんじゃないかなと思ってるんですから。市町村の温度差というのは今あるのか、ないのかということをお伺いしたいと思います。

**○松岡生活・協働・男女参画課長** 市町村の温度差は実際はございます。先ほども説明しましたように、宮崎、都城、延岡、日向、今言いました4市につきましてはセンターもございます。三股町はセンターはありませんけれども、相談員を設置しております。それ以外のところは、役場の職員が対応しているような状況になっております。しかも、小さな町村になりますと、いろんな業務を兼ねておりますので、なかなか手が回らないという状況にございます。

そのあたりをカバーしてるのが県の消費者センターでありまして、宮崎以外にも都城と延岡に支所を設けております。ということで、広域的な相談等に対しましては、県の相談センターのほうに対処してるというような状況になっております。

**○丸山委員** 約1万件の相談があるということなんですけれども、県のほうで、宮崎、都城、延岡にあるということだったんですが、それぞれ何件ぐらいずつというふうに認識すればよろし

いでしょうか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 県の相談件数が大体1万件前後なんですけれども、そのうちの6割が本所宮崎、あと残りの2割、2割が都城、延岡というふうに御理解いただければよろしいと思います。市町村の相談件数は、23年度の実績で言いますと4,500件ぐらい、市町村分も来ております。でありますので、県で9,000件、市町村で4,500件、合わせまして1万3,500件程度の相談が、平成23年度の数字ですけれども出ております。

○丸山委員 最後に要望ですけれども、この消費者行政というのは非常に多岐にわたって、今いろんな事案が出ておりますので、今回のこの基金が切れたにしても、26年度以降も消費者が困らないような形をしっかりと体制を組んでいただきたいと思っております。

○松岡生活・協働・男女参画課長 ありがたいお言葉ありがとうございます。全力で頑張っていきたいと思っております。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○鳥飼委員 二、三点お尋ねします。

今の消費者行政に関連してですが、補正が年度末にあります、24年度末の基金の現状と、今この5,800万繰り出すということになるわけですから、基金が今どんな状況になってるか御説明ください。

○松岡生活・協働・男女参画課長 平成21年の3月に国の交付金を受けまして、それ以後、何度か補正もいただきました。結果として、平成24年度の2月議会で補正積み立てをいただきました分を合わせまして、現在今、3億6,400万ぐらいの交付金の受け入れ措置、積立金の積立状況となっております。それを現在、3億余り消費しておりまして、今回、この5,800万の補正予算

でもちまして事業を実施するという事で考えております。

○鳥飼委員 25年度末はもうほぼないということではないですかね。

○松岡生活・協働・男女参画課長 失礼いたしました。この5,800万を使い切りますと、あと残り200万程度残りますけれども、その200万につきましては、当初予算で相談員1名分の予算200万円ほど計上しておりました。その分に振りかえて充てたいと思っておりますので、25年度末では基金残高はゼロの予定で考えております。

○鳥飼委員 相談員さんの処遇についてはいろいろと少しずつですけれども改善してきていただいておりますので、ここでは申し上げませんが、ぜひ非常に専門的な知識を持たないとやれないということですし、後から後から頭を働かす悪知恵のある人たちがどんどん出てくるものですから、それに対応していくということで、大変な御苦勞もいただいております。

そこで、市町村の関係、先ほど説明があったとおり、消費者行政を積極的にやるところとやってないところと。県の相談所がある、宮崎、延岡、都城、それから日向と三股もやっていると、例えば西諸とか、県南とかいうところはないし、それから児湯、西都もないわけで、そこら辺の高齢者の人たちをだますという人たちがたくさん、本当に悪知恵を働かせてるわけで、そうなってきますと、市町村の果たす役割というものも大きいものがあるんじゃないかなと思ってるんですけど、それが進んでいかない現状というのほどら辺にあるというふうに思っておられますか。現状と対策というんですかね。

○松岡生活・協働・男女参画課長 消費行政関係の担当課長会議というのを年度初めに開催し



ております。その中で集まってきていただいている方の状況を見ますと、大きな町では特定の消費のかかわりを持ってたりとか、そういう状況なんですけども、町村部になりますと、先ほども説明しましたように、いろんな業務の一つとして消費も持っているというような形で、非常に御苦労いただいております。

ただ、そういった会議で、非常に我々のほうもいろんな情報を提供し、お願いもしてるわけなんですけども、県の消費相談センターとも一体となって、何かありましたら、すぐセンターのほうにお申し出くださいというようなことも伝えておりますし、消費センターのほうでは出前講座等も持っております。そういった講座等も市町村に活用いただきまして、町村の現場ではなかなか対応できないことも、県の消費生活センターのそういった出前講座等を活用することで、今委員がおっしゃいましたような高齢者、若年者含めまして、いろんな啓発事業もできておりますので、そういった形で取り組んでいるところであります。

このうち高齢者、特に今の悪質商法、これにひっかかるというか、だまされている方、高齢者、いろんな事件が新聞等で出ております。いかにこの高齢者に対してだまされないように、何かあったときには消費生活センターに御相談くださいということを啓発するかということを念頭に今努力しているところであります。

なかなかこれが、テレビ、新聞、広告、いろんな媒体を使いまして広報をやっているとこなんですけども、なかなかなくなる。特にひとり暮らしの高齢者、こういった方々に消費生活センターの情報を伝えるかということが一番の今課題と考えております。

そういったことで、高齢者を見守るような民

生委員さんとか、社協の職員さんとか、そういった方に対する講座というものも持っておりますし、今、社会福祉協議会とも協議中なんですけども、いろんなそういった包括支援センターでありますとか、そういった方たちとの連携を含めた広報の仕方についても今検討しているところであります。

**○鳥飼委員** 要望なんですけど、例えば市町村の、先ほど言った三股のような事例、相談員を苦しい中でも置いているというところは、それなりの成果が出てきてるんじゃないかなと思います。ですから、行政の担当者の人が仕事持たせて、これもということ、ちょっと困難性があるんじゃないかということで、そういう相談員を非常勤なり、そういうもので置いたところには、それなりの助成をしていくとか、そういうことで、市町村の推進体制の強化図れるんじゃないかなと思いますので、今後、ひとつ参考にいただければと思います。

**○内村委員長** ありませんか。よろしいでしょうか。

**○十屋委員** 先ほど件数が1万数千件とあるんですが、県内の特徴として、多重債務が多いのか、悪質業者のあれが多いのか、それともお母さん助けて詐欺が多いのか、その内容を少しお知らせいただけますか。どういう傾向にあるのか。

**○松岡生活・協働・男女参画課長** 相談件数の内容を見てもみますと、今の時代を反映しまして、インターネット等を活用した情報サイトの関係。例えば不当請求でありますとか、ワンクリック詐欺にひっかかった、サクラサイトでありますとか、そういった形で、そういった情報サイトにかかわる相談が一番多くなっております。

若い人から年配にかけてそれが多いんですけども、年齢が上がっていきまして、高齢者、60代以上になりますと、それに加えて健康食品でありますとか。特に最近多くなってるのが、新聞等でもよく出ております、頼んでもいないのに健康食品を送りつけられまして、それで、もういろいろ言われて、仕方なく買ってしまってどうしようとか、そういったような相談がふえております。

**○十屋委員** そのときに、クーリングオフ制度があるのを知ったり知らなかったりとか、そういうある程度押しつけられたりとかして買わされる事例だと思うんですが、逆に金の取引とか、今金が高く売れる時期があったやないですか。そのときには訪問して買い取りをしないと、そういうのも出てるように聞くんですけど、あと警察とか、多重債務あったりすると、弁護士さんとの連携をどのようにされてるか。

**○松岡生活・協働・男女参画課長** 例えば今言われました多重債務等についても、弁護士さん、センターのほうでも無料相談会等も実施しておりますし、弁護士さんも積極的に自分たちでもやられてるんですけども、そういった形で、多重債務につきましても弁護士さんとの連携は深めておりますし、例えば悪質商法で、詐欺まがい、そういった手口のものにつきましては、当然警察とも連携しながら進めているところであります。

**○十屋委員** 最後に、物を買って、それが不備だったりとか、いろいろ故障が早かったり、そして相手との売った、買ったの中で、文句言ってもなかなか対応しきれないとか、その物に対する不備とか、そういうのは県のセンターとしてはどういう取り組みをされてますか。

**○松岡生活・協働・男女参画課長** いろんな相

談がある中で、例えば相談者の方が自分ではなかなか事業者との間で解決することができないとか、そういう案件につきましては、センターのほうで相談者と事業者の間に入りまして、あっせん等のようなこともやっております。

その実績を御紹介させていただきますと、例えば平成23年度では、そういったあっせんを375件のうち192件、救済に成功しております、額も8,200万ぐらい、事前にそれを防ぐことができたとか、そういったこともやっております。

また、問題があるケースにつきましては、国のほうもそういう専門のセンターもございますので、そういうところにもつないで連携をしております。

**○十屋委員** 最後に、先ほど財政的なお話が出たんですが、基金事業をやって、25年度はゼロになるということで、どうしても県民に対する啓発事業が手薄になるんじゃないか。県の持ち出しとしてはちゃんとやらなきゃいけないと思うんですけど、それは今どういう方向ですか。

**○松岡生活・協働・男女参画課長** 従来から啓発相談事業というのは、県、市町村とも取り組んできたわけなんですけども、この基金事業でより上乗せをして、強化してやれたというのが状況でございます。基金がなくなったからといって、今までの相談にしても、啓発事業にしても、なくなるということではございません。

基金でいろんなことを取り組めまして、充実したのは事実でありまして、例えば基金事業の成果で言いますと、アリンコちゃんというのを御存じでしょうか。テレビとかでも相当、消費生活センターのほうで取り入れてやっておるんですけど、アリの縫いぐるみでありまして、私はそのキャンペーンのペンでありますとか、バッジも名刺に張っておるんですけども、このアリ

ンコちゃん等も活用して、かなりこの基金で大々的にコマーシャル等を含めて啓発事業をやりましたので、かなり県民の方には浸透してきたのかなというふうには感じてるところであります。

**○十屋委員** 最後は最後で3回目ですけど、非常に心配するのは、イタチごっこで、新たな商法がどんどん出てきたときに、上乘せしてやってきた啓発事業で、ある程度一定の成果はあっていると聞いてるんですけども、それがなくなったら、基金がなくなって、新たな手口に対する啓発も、今あってる分にまたやらないと、どうしても追いつかないんじゃないかなという心配がある。そのときに、基金までの額は積めないにしても、県の姿勢として、消費者に対するそういう啓発をもっと深めていく、先ほどありましたけど、民生委員さんとか、社協とか、それはある程度高齢者も含めた取り組みだと思んですが、一般的な消費者に対する啓発事業というのをちゃんと切れ目なくやらないと、新たなものに対しては取り組めないのかなという心配があるんですよ。そうなってくると、どうしても財政的な負担も県としては考えなきゃいけないのかなというふうに思ってるんですが、その方向性というか、考え方をもう一度お聞かせいただけますか。

**○松岡生活・協働・男女参画課長** 本来に応援いただける御意見ありがとうございます。なかなか、その意見を踏まえまして、財政当局とも来年度予算獲得に向けて頑張っていきたいとは思っております。

ただ、ハードだけではなくて、ソフトの充実ということで、例えばですけども、今インターネットというか、うちの担当と消費生活センター、それと市町村、インターネットサイトで当然つながっております。いろんな情報につつま

しては、消費生活センターからうちのほうがいただきまして、それを各市町村の窓口に送っております。市町村のほうは、その情報等、いろんな悪質商法、こんな事例があります、あんな事例があります、そういった情報を市町村は踏まえまして、例えば市町村の広報紙等を使いまして、1人でも、1人世帯、どんな方にでも伝わるような形で啓発をしております。そういったソフト対策についても、お金なくてもやれる方法いろいろあると思いますので、それも含めて頑張りたいと思っております。

**○坂口委員** 小さいことを1つ、クーリングオフ対象にならない商法というんですか、ありますよね。そこらについてのトラブルで、そういうことはクーリングオフ対象にならないんだよと、この商法はというのを知ってればというようなのを、じだんだ踏むような相談というのがあるんですか。

**○松岡生活・協働・男女参画課長** 申しわけありません。現時点で把握をしていないところであります。

**○坂口委員** そういう対象のが、法的に何か見直せるような用事がないもんかなと思ったんですけど……。

それともう一つは、いろんなことで啓蒙活動を当然やられるわけですけど、これと別個に一つ、いろんな団体のいろんな行事なんかには出席して、特に最近感じるのが、組織の加入率の低さです。例えば老人クラブでも、あるいは地域の自治会のいろんな組織でも、青年団組織でも、とにかく近年、組織率、加入率がすごく低下してきてるんですね。そことのこういったことの情報の提供と、老人クラブ、そこで、俺はよって、こげなことがあってよって、そして解決したとか、えらい目に遭うとこやったわというよ

うな生の声というのはすごく効果があると思うんですよ。そういうところに情報を提供して行って、そこで一つは、自分たちでそういう意識を高めてもらうとか、そこで知識を培ってもらうという方法が一つ効果的やないかなと思うんですね。商工会にしても何にしても。

そこらをひとつ、総合政策部の中の一つの課題として、いろんな団体に組織率を高めていくというのを全庁的に取り組まれ、自主防災組織なんかもこれから新たなものが出てくる、そこらともとか。そこに県政が抱えるいろんな課題とか、あるいは前向きに県政の進むべきその政策なんかの企画立案に係るようなものが、また情報をそこから提供してもらおうとかいうようなもので、一つは、個別のこれじゃなくて、そういった各種いろんな団体あたりの組織率を高めて行って、そこでいろんな問題点をそこに的確に落としていく。あるいは年代別とか、職域別の特徴特徴に応じた自分らの啓蒙の高め方とか、意識の高め方というのを一つ研究してもらおうといいんかなという気がするもんですから、これもし部長、何かお答えがあればです。なければ、これは一方的なお願いで。

**○土持総合政策部長** おっしゃるとおり、非常に難しい課題だと思っております。例示されました自治会等の加入につきましては、なかなか進まないといえますか。一方で、私の団地なんというものは、加入率が99%ぐらいというところがありますね。できた団地のそういう過程といえますか、そういうことも関係するのではないかと思います。いずれにしましても、いろんなところで、そういう加入率が落ちるという現象が出ております。

ただ、それをまたどうやってもとに戻すかということも、また難しい状況がございます。た

だ、そういう中で、いろんなそういう行政施策を含めて、住民に浸透していかせるというためには、そういった何らかのツールが必要だという認識は持っておりますので、市町村のほうとも十分いろんなことで連携を図りながら対応をしていかなければならないのではないかとこのように考えております。

漠としたお答えで申しわけございません。そういう努力をしていく必要があるというこのように思っています。

**○坂口委員** 僕の質疑が漠とし過ぎてから、当然、答弁漠とするのは当たり前ですけど、そこに入ることで、具体的にこういうメリットがあるよというものがそこで見えてくると、そのメリットというのは大きいと思うんですよ、加入すること。そこらがまた研究の余地があればぜひ、これはお願いに終わっておきます。

**○渡辺副委員長** 関連して、具体的なテーマでお伺いしますが、先日、警視庁の刑事部が安愚楽牧場の強制捜査に入りましたけれども、かなり被害の割合は大きいと。今回の事件の容疑だけじゃなくて、いろいろ幅広い被害が話になってますが、宮崎県内において、これまでの例で、具体的に相談が実際にあつたか、なかったかということと、多数に及んでるのであれば、和牛商法全般でもいいかもしれませんし、具体的に今回の安愚楽牧場の件に関してでもいいですが、具体的な相談の実績というか、来たのかどうかというのをわかれば教えていただきたいと思えます。

**○松岡生活・協働・男女参画課長** この安愚楽に関しましては、消費生活センターのほうの実績で、2011年で13件、2012年で2件の相談の実績がございます。内容を見ますと、そういった被害者の弁護団に入ったほうがいいんだろうか

とか、とにかく破綻したようだがどうしたらいいんだらうかとか、そういった形の相談がありました。

それで、センターとしましては、それに対しまして、コールセンター、管財人のほうでコールセンター等も設置しておりますので、そこへの連絡の助言でありますとか、必要に応じて県の弁護士会のほうを紹介しますとか、何か新たな情報が入りましたら、また皆さんに御連絡しますというような答えをしてるところであります。

こういったほかにも、今まで茶のしずくでありますとか、こういったいろんな事件等ございますが、それぞれセンターのほうにも相談が参っております。

○内村委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 以上で終わります。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○田村人権同和対策課長 別冊資料になりますが、「平成25年度 6月定例県議会提出報告書」、青いインデックスに別紙1と表示のあるものです。3ページをお開きください。

「損害賠償額を定めたことについて」、1件の事案発生がございます。上から2段目の事案であります。

事案の内容は、平成24年11月2日に発生した県有車両による交通事故で、宮崎市清武町の店舗駐車場におきまして、駐車しようとした際、駐車していた相手方の車に接触したものであります。

なお、賠償金につきましては、任意保険から全額が支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまし

て厳しく指導してまいりたいと考えております。

以上であります。

○奥野総合交通課長 同じ報告書の7ページになります。別紙の3です。「平成24年度繰越明許費繰越計算書」のうち、総合交通課の分について御報告をいたします。

表の一番上の事業名「南宮崎駅バリアフリー化設備整備費補助事業」と2番目の「都城駅バリア解消促進等補助事業」をごらんください。

この事業は、鉄道利用者の利便性とか、安全性等を向上させるため、事業主体でありますJR九州に対して、国、地元自治体と協調して助成を行うものでありまして、翌年度繰越額は、南宮崎駅が2,539万4,000円、都城駅が5,116万6,000円となっております。

これは、JR九州におきまして、バリアフリー化の工法が変更されたことなどによりまして、年度内の事業完了が困難となったことから繰越しとなったものでございます。

以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○鳥飼委員 総合交通、南駅と都城駅のバリアフリーは、去年も繰越しがあったような記憶がするんですけど、いつごろ完成といいますか、いろいろ工法があって、都城駅見せてもらったんですが、今後の計画というか、見込みを御説明ください。

○奥野総合交通課長 両方、南宮崎駅も都城駅も一応今年度内、年度末までには完成するというふうに伺っております。

○坂口委員 1回、繰越明許になってますよね。事故じゃないですよ。そこのところもうちょっと詳しく。

○奥野総合交通課長 これは明許繰越しです。

ことしの2月の議会で一応承認をいただいたと  
ここでございます。その規定によりまして、今回  
の議会で報告するというようなことになってお  
ります。

○坂口委員 今言われたんですけど、大まかに  
ですけど、なぜ工法を変更せざるを得なかった  
か。当初のときの条件と何かが変わってきての  
変更なのか、それともアバウトだったんかとい  
うところは。

○奥野総合交通課長 それぞれの駅について説  
明させていただきます。

まず、南宮崎駅のほうは、一応エレベーター  
とか、多目的トイレの設置工事で行いました。  
それを具体的な設計を行う過程で、高齢者とか、  
障がい者に配慮する場合に、多目的トイレを駅  
の2階につくるというような計画だったようで  
ございまして、1階に移すべきだろうというこ  
とで設計の変更とか行いまして、そのために工  
事が期限内に終わらないということで変更させ  
ていただいたものでございます。

続きまして、都城駅につきましては、都城駅  
は、同じようにエレベーター設置とか、跨線橋  
という線路の上をまたぐ橋をつくるというよう  
な工事だったんですが、都城駅に地下道があり  
ます。ただ、この地下道が具体的な設計をして  
いくと、非常に老朽化していて非常に危ないとい  
うことで、もう地下道を閉鎖しようというよう  
なことになりまして、その関係で、階段を新  
しくつくる跨線橋に移すとか、そういう検討が  
必要になったということで、工事が年度内に終  
わらないということで、繰り越しをお願いさせ  
ていただいたとここでございます。

○坂口委員 南宮崎駅のほうは、もしそれ設計  
者が、そこのバリアフリーを必要とする人たち  
の利用者側の立場に立ってれば、当初から当た

り前のことですよ。だから、そこらの感覚に  
一つ問題がある。それで、1年おくれれば、ま  
ず予算が1年塩漬けにするというもったいなさ  
と、そういった事業の効果を提供できるのが1  
年おけると、これは大きいですよ、それが  
一つと。

都城のほうは連携不足があったのかなという。  
そこに事業を入れていくからには、当然そこら  
に関連する計画というものは把握をしといて、  
予算を措置していく、設計やっていくというこ  
とが必要かなと思うものですから、ぜひまたこ  
れを今後に生かしていただくようお願いをし  
ておきますね。

○内村委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 次に移ります。

次に、その他報告事項に関する説明を求めま  
す。

○金子総合政策課長 それでは、「総務政策常任  
委員会資料」のほうに戻っていただきまして、  
5ページをお願いいたします。宮崎県県民意識  
調査結果の概要についてということでございま  
す。

これは平成16年より実施しておりまして、今  
回9回目ということでございますが、1の目的  
にございますとおり、県の施策なり、日ごろの  
活動等につきましてアンケート調査をいたしま  
して、県政運営等に生かしていくというふうな  
ことでございます。本年も2月、3月をかけま  
して、20歳以上の方から、3,500名無作為抽出い  
たしまして、1,625人の方から御回答を得たもの  
でございます。

2以下に結果の概要についてまとめてござい  
ます。

まず、生活意識ということでございますが、

今の暮らしについては、64.3%の人が満足ということで、括弧書きに前回のやつと、60.3ということで、4ポイントほど伸びておりますが、その前の年は64.5というような形で、波があるかなと思っております。

それから、(2)の地域に住み続けたいかという問いに対しましては、8割近い方がそう思っでらっしゃるということでございました。

それから、「豊かさ」のイメージということでございます。これは、本県の総合計画でも、新しい豊かさという形で提示しているところでございますけれども、下の表にございますとおり、上から「心身の健康」、それから「衣食住の充実」、3番目に「家族や周囲との良好な人間関係」、これらの上位、この傾向はずっと変わってきておらないような状況でございますが、例えばその一方で、4番の「収入や資産が多いこと」でありますとか、あるいは10番の「挑戦できる社会」のところにつきましては、満足度している割合については低くなっているような状況でございます。

それから、その下でございますが、県の政策課題ということで、10のジャンルで裏のページにかけまして整理しておりますが、主なものだけ御紹介をさせていただきます。

まず、(2)でございますが、子育ての不安感、負担感というところになりましては、前回よりも下がってきておるといような傾向でございます。

それから、(4)でございます。医療体制についての満足度でございますが、43.4ということでございます。ずっとそれ以前は大体4割超してなかったんですが、去年、ことしと、今回とかけまして4割以上という形で、推測ではあります、ドクヘリ等の目に見える形での体制と

いうんでしょうか、そこらも一つの要因かなというふうには思っているところでございます。

ただ、もちろん医療体制については満足ということではございませんので、引き続き医師確保には頑張っていきたいと思っております。

それから、次の6ページに参りまして、(5)でございます。持続可能な社会づくりということでございますが、特徴的なことを申し上げますと、例えば4番の省エネ型の製品を選ぶでありますとか、あるいは太陽光発電システムの利用という形は伸びてきてるなというふうに思っているところでございます。

それから、(6)でございますが、食材を購入する際の地産地消の意識ということでございますが、これも77.9%という形でございます。

それから、その下、地域の強み等を生かした産業の育成ということになりますと、2番の環境・新エネルギーという分野が伸びてきておる傾向が見受けられたところでございます。

それから、(9)に参りまして、中山間応援、県民運動等もやっておりますが、意識していることは何ですかという、今回新たに設問をつくってみたところでありますが、1、2にありますような、レジャー・温泉等の利用でありますとか、物産の購入あたりは多い。ただ、(3)特になしという部分もありまして、引き続きこころが課題というふうに認識しているところでございます。

(10)につきましては、治安の関係でございますが、これはかなり伸びてきております。今回、初めて80%を超えたというふうな指数が出ておるところでございます。

一番下でございます。日ごろの活動ということで、地産地消ということ、これも今回新設でつくってみたところでございますが、68.8%と

いう数字。まだこれは、経年変化もまだこれからでございますので、これをベースにいろんな対策をやっていきたくて思っておりますけれども、利用してないという方の理由が記載してございませんけど、県内の商品等をよく知らないというのが結構1位の理由に上がってたりしまして、きちんとしたそういうアナウンスというんでしょうか、大事ななというふうに思っているところでございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

**○井手フードビジネス推進課長** フードビジネス推進課から、フードビジネス振興構想の具体化に向けた取り組みにつきまして御報告させていただきます。「総務政策常任委員会資料」7ページでございます。

まず、1の推進体制の整備状況であります。

①にございますように、県内産学官金の代表者の方々からなる宮崎県フードビジネス推進会議を5月30日、第1回目を開催いたしました。この推進会議におきましては、この構想につきまして、推進方策を含め、民間の皆様からさまざまな御意見をいただいたとこでありまして、それらも含めながら、フードビジネスの今後の推進に当たっては、随時見直ししながら進めていくことにしております。

②としまして、4月の23日に組織をしました県庁内の県フードビジネス推進本部の中に、括弧書きで書いてありますけれども、プロジェクト連絡会議というものを設けました。これは、県庁内の関係課で構成する部局横断的な組織でありまして、ここを中心にプロジェクトを進めていくこととしております。

さらに、③にありますように、来月以降、順次、地域におけるフードビジネスの推進組織となる地域ネットワーク会議というものを立ち上

げていこうと思っております。この3つでフードビジネス推進の体制が整うこととなります。

今後につきましてですが、下のほうの推進体制図の中に若干示しておりますが、そのフードビジネス推進本部、プロジェクト連絡会議と地域の地域ネットワーク会議、この2つを中心に具体的なプロジェクト、取り組みテーマを進めていくこととなります。

その過程におきましては、庁外の関係機関、企業、大学等と十分連携を図りながら、場合によっては個別の企業さんと直接お話などさせていただきながら、県内企業が進めておりますビジネスの創出、拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

それでは、プロジェクトの内容、進め方につきまして、おめくりいただきまして、8ページ、9ページ、見開き使いまして御説明をさせていただきますと思います。

まず、取り組みの内容でございますが、9ページのほうにまとめてございまして、取り組みの概要ということでございます。

アプローチ1ということで、フードビジネスプロジェクトを中心とした全県的な取り組みということで、3つのプロジェクトを掲げております。

まず、1の「拡大」でございますが、これまでの取り組みの成果を生かし、さらにその成果を拡大していこうとするものでございます。

真ん中の2の「挑戦」でございますが、これは、生産、加工、販売、さらには誘致、それぞれの過程でこれまで課題として認識していたものにつきまして、これを何とか解決していこうという、そういうものでございます。

右端の3の「イノベーション」でございますが、これは、10年後、20年後、さらにはその先



を見通した形で、今現在研究開発に力を入れなければならないものというくくりでプロジェクトを3つ立てておりました。

それぞれその中に、例えば「拡大」で言いますと、全共二連覇の宮崎牛を中心とした「宮崎の食肉」でありますとか、最近、需要の拡大します加工・業務用の農水産物、さらには本県の加工品の中では生産額の多い焼酎の3つの取り組み項目を定めておりますし、「挑戦」のほうでは、先ほど申しましたように、生産・加工・販売・誘致という切り口で、それぞれ担い手の対策等を含めた「連携と参入による産地力の強化」でありますとか、「フードビジネスを広げる加工製造」、さらには本県の弱点と言われます物流の部分を含めた「効率的な物流や多様な販売ルート、海外輸出の拡大」、あと『食』による誘客と地産地消の拡大」の4つの取り組みテーマを掲げております。

さらに、「イノベーション」のほうでございますが、本県のすぐれた分析技術のさらなる可能性に着目しまして、「食の安全・安心・健康『日本一』みやざきづくり」でありますとか、今後の増産に向けた研究開発を行います『日本一』キャビアの産地づくり」、ICT、情報システムを活用した生産、もしくは経営支援等を考えております「新技術による先進的な生産・製造」、この3つ、以上3つのプロジェクトに10の取り組みテーマを設定しているところであります。

これらについて、今後具体的にどう取り組むかということを左のページのほうに書いております。フードビジネスプロジェクトによる全県的な取り組みということで、このプロジェクトを構成する、今申し上げました10の取り組みテーマごとに、庁内の関係する所属、さらには庁

外の関係機関、企業等の実務者様にも加わっていただきまして、具体的にこれを、この課題等をどうするか、今後何から取りかかるのか、案件を設定しまして、その取り組む内容でありますとか、スケジュール感、あと役割分担等を議論をしながら合意を形成して、それぞれ鋭意取り組んでいくこととしております。

例えばここに例示しておりますけれども、枠囲みの中で、拡大プロジェクトの「宮崎の食肉」のテーマにつきましては、具体的には、ブランド力の強化と販路の拡大が大事だというような取り組み項目を掲げたとしますと、県庁内の畜産振興課でありますとか、ブランド・流通対策室、オールみやざき営業課、さらには衛生管理課等が対象としまして、関係の機関であります経済連さんだとか、企業等と議論をしながら進めていくこととなります。

案件としましては、その下のほうに書いてますが、連携の例ということで、例えばブランドの強化でありますと、畜産振興課、ブランド・流通対策室、オールみやざき営業課が経済連さん、もしくは食肉の加工業者、企業さん、さらにはブランディングの専門家等の意見を聞きながら、具体的に何をするかを決めていくと。商談会も同じように、いつ、どんなところの商談をしていくのかというのを関係課と経済連、もしくはバイヤーさんまで入れた形で意見交換をしながら、どのように取り組むかを決めていくと。そういうふうなプロジェクトの進め方をしようと思っております。

同様に、地域のほうにつきましても、右側の9ページの下のほうに、地域を起点としたフードビジネスの育成・拡大という取り組みで上げておりますが、地域ごとに、そのそれぞれが持つ地域資源、もしくは特産品、そのようなもの

につきまして、商品の開発でありますとか、販路開拓、そのような取り組みを支援をしていくこととしております。さらには、そういう地域資源を活用した交流人口の拡大まで含めて地域ごとに議論をしていくと。

これにつきましても、7月以降に、地域ネットワーク会議で県庁の出先機関、そしてその地域の市町村、さらにはそこにある関係の団体、企業さん等を巻き込みながら、何をやっていくべきかを具体的に議論をして、取り組めることからしっかり取り組んでいくと、そういうような取り組み方をしようと考えております。

最後に、進捗管理でございますが、全県的に取り組むもの、もしくは地域ごとに取り組むもの、この2つのアプローチともに、いずれも民間の動きが主になるものだと考えております。したがって、民間団体さんとの円滑な連携、協力体制が非常に大事だというふうに考えておりまして、8ページ目の一番下ですけれども、(3)宮崎県フードビジネス推進会議、この中に、各団体の実務者の方々に集まっておいていただきまして、これらプロジェクトなり、地域の取り組みに対する進捗管理を行うというふうに考えております。

あと、フードビジネスプロジェクトの内容、詳細につきましては、この後ろ、10ページから13ページにかけて載せてありますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

フードビジネス推進課からの報告につきまして以上でございます。

**○松岡生活・協働・男女参画課長** 「総務政策常任委員会資料」の15ページをごらんいただきたいと思っております。「第2次みやざき男女共同参画プラン」の推進状況につきまして御説明いたします。

平成11年6月に国が制定しました男女共同参画社会基本法を踏まえ、本県におきましても、推進条例やプランの制定に取り組みまして、昨年3月にこの第2次プランの策定を行ったところであります。

資料のほうにはプランの体系を掲載しております。網かけをしておりますのが基本目標でありまして、この3つの基本目標のもと、その下にありますが、合わせまして9つの重点分野と右側のほうにあります28の施策の基本的方向、これを掲げまして、県民の理解促進、女性の活躍の場の拡大、DV防止啓発など、男女の人権が尊重され、その性別に関係なく、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

めぐりまして、16ページをごらんください。このプランの各重点分野において目標となる数値目標、それを42項目ございますが、その進捗状況を掲載しております。目標設定から今年が経過したところでありますが、現時点での最新の現況値の発生状況等を見ますと、全42項目中3分の2の28項目で目標達成度が70%以上ということになっております。今後とも目標の達成に向けまして、進捗状況の把握並びに進行管理等に努めたいと思っております。

本日は、これらの指標の中から、男女共同参画社会の進捗状況を男女の平等感の意識の差から評価しております項目について説明したいと思います。

重点分野1の2つ目になりますが、「社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合」、この欄をごらんください。ごらんのように、24年度の数値15.6%と非常に低い数値になっております。全国調査のほうを見ますと、この同じ

項目なんですけども、24.6%ということでありますので、本県の場合、全国よりも1割ほど意識が、そういう意識のほうが低くなっておりません。

また、この調査の詳細のほう見てみますと、平等と感じる人の割合は、この社会全体はもとより、地域社会、職場、家庭生活、全ての分野で男性より女性のほうが低く感じておりまして、特に政治の場、社会通念・慣習・しきたり、こういった分野では、平等と感じている女性の割合は1割程度となっております。調査の中では、学校教育の場、この場につきましては、男女とも平等感が50%前後ということになっております。

ここで、お手元の資料2になりますけれども、「宮崎県男女共同参画マップ」、こちらのほうをごらんいただきたいと思っております。この資料は、県や市町村におきまして、議員や管理職など、政策・方針決定過程への女性の参画状況等をまとめたものであります。

1ページをごらんください。本県の状況を見ますと、表で簡単に紹介いたしますが、(1)の県の審議会、これの登用は全国2位ということが高水準になっております。あと、2の管理職、県議会含めまして見ていただきましたように、全国平均より下回っております。

次の2ページをごらんください。次からは市町村の状況になります。これは審議会の状況なんですけども、右側のほうには全国順位、左側には県内の状況というような感じで書いてありますけれども、審議会、市町村、全国で41位というような状況になっております。

めくっていただきまして、4ページ、5ページ、これ市町村の管理職になります。順位は46位、前年度は鹿児島と並んで最下位でありまし

た。左側4ページ見ていただきますと、10町村のほうで管理者ゼロというような状況になっております。

次めくっていただきまして、6ページ、7ページ、市町村の議会の議員の状況なんですけども、全国で35位と。7市町村では女性議員はゼロということで、いずれも全国平均を下回っておりまして、女性の参画という面では低調となっております。

それでは、ここで、また委員会資料にお戻りいただきまして、委員会資料の18ページの3になります、「県の審議会等における女性委員の登用状況」について御説明いたします。

審議会等への女性登用につきましては、女性の声を県の施策に反映させ、政策・方針決定過程への女性の参画を後押しするものとして、また、その登用率につきましては、男女共同参画の推進状況を示す指標として、国や全国の自治体でも積極的に推進されているところであります。

本県におきましては、(1)にありますように、平成22年の11月に、副知事をトップに各部局長で構成します男女共同参画推進会議で、目標値を「平成26年度末までに50%」と決定しまして、その推進に努めているところであります。

これまでの全庁挙げての取り組みによりまして、(3)にありますとおり、平成23年度末の実績になりますけれども、全国で2位、45.3%という数字になっております。また、上のほうの(2)のほうに、これまでの推移を掲載しております。最後のほう、24年度末の実績、若干上がりました45.7%、全国順位はまだ確定しておりませんが、高水準ということになっております。

このように、県の審議会等の女性登用状況は、既に全国でも高水準にあるところでありますけれ

ども、県が率先して取り組む姿勢を示しますことは、県民への意識啓発はもとより、市町村や企業等の取り組み促進にもつながると考えますので、今後とも全国トップ、50%を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、資料3ということで、色刷りのチラシを配付させていただいております。6月29日の土曜日になりますが、男女共同参画の週間行事といたしまして、前千葉県知事で、参議院議員時代には男女共同参画社会基本法、この制定にもかかわりました堂本暁子さんをお迎えいたしまして、男女共同参画の視点から考える防災ということをテーマに、宮崎市民プラザで講演会等を開催いたします。お時間がありましたら御来場いただきますよう御案内申し上げます。

説明は以上でございます。

**○内村委員長** 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はありますか。

**○函師委員** 県民意識調査についてなんですが、第9回目のアンケートということなんですが、このアンケート項目は、どういう検討があつてこの項目になつてるのかということと、9回の中で何かかわりばえがあつたのかということ、あと、このアンケートをとった後に、この県民の声がどういう形で政策なり、予算につながつていってるのか、その流れを教えてください。

**○金子総合政策課長** 9回目ということでございますが、アンケートの設計に当たりましては、まず各部局と十分に調整いたします。そして、ベースは総合計画でございまして、そこに掲げてありますさまざまなプログラム等も踏まえた上で、それから各部局の施策の中で、ぜひとも県民の意向を確認したいというのありますので、事前に十分調整しているところでございます。

別で政策評価というのもやっておるところでございますが、その指標としても、この意識調査の結果を使っているというような形でございまして、そこらによって、今後の施策展開の参考にしていくという形でございます。

先ほど御紹介いたしましたとおり、新設の項目あたりも今回の中山間のものでありますとか、地産地消のものとか、その時々状況に応じて変えていくというのもやっております、9回ずっと固定でやってるということではございませんので、うまくそこ辺は、そのときの政策課題をうまく捉えるような形で、各部と十分に連携しながらやっているところでございます。

**○函師委員** その質問項目の成り立ちは理解できたところなんですが、各部局の総合計画をもとにして質問項目を練り上げ、また、その政策評価のためのアンケートになつてるということで、それはそれでいいんですが、先ほどの最初の質問なんですけど、その政策評価をした上で、具体的な政策が見直しがされていってるというような具体的な流れはあるんですね。

**○金子総合政策課長** 今すぐ具体的にこれという例は御説明はできませんですけども、いずれにしても、かなりの項目、政策評価のほうにも取り入れておまして、例えば災害に対する備えをしてる割合でありますとか、あとワーク・ライフ・バランスのものでありますとか、その年々の状況というのは、これでしっかり把握するよう努めているところでございます。単に数字だけではなく、その数字の分析あたりは、それぞれ各課のほうで分析して、それ以降の対策に反映させていくという流れはつくっていつるつもりでございます。

単にこのアンケートだけして終わりということではなく、委員御指摘のとおり、それをうま

く県の政策に最終的に生かしていくというのが当然大事かと思っておりますので、そこらは全庁的にしっかりこれを活用していきたいと思っております。

**○図師委員** 今の御答弁で理解はできるのですが、また、その政策評価がなされて、政策がどう変わっていったかなりも、また、アンケートを所管される担当課として追っかけていくといいますか、追跡されることも必要じゃないのかなという気はしております。特に大きな数字があらわれているような設問については特にですね。

それともう一つ、これ5ページを見ますと、非常に県内全市町村満遍なくアンケートをとられて、多分これは人口割で各市町村に何枚ずつそのアンケート用紙を配るのが、大体決められているのかなというような数字になっているんですけども、それはそれでいいですよ。

ただ、宮崎県の場合は、3分の1以上が宮崎市郡に人口集中してるわけで、必然的に、このアンケートをとるにしても、宮崎市郡の方の数字がどっと突出した形でアンケート結果が出てきてます。

言いたいのは、できることなら、こういうアンケート実施されるときにブロック別に、県央、県北、県南、県西ぐらい、4ブロックぐらい分けて同じ設問で集中的にアンケートとられると、また全く違った内容の結果が出てくるのはとる前からでもわかると思うんですが。

こうやって全県下でやると、非常に薄くなってしまうというか、地域性というか、地域の問題、抱えてる問題をもっと明らかにするためには、そういうブロック別でのアンケートというものやってみられるといいんじゃないかなと思ったところです。

**○金子総合政策課長** 「資料1」という形で集計結果、分厚いやつを配らせていただいておりますが、今委員御指摘になったのは、多分5ページのこのどちらにお住まいですかという一覧表がございますけども、ごらんとおり、宮崎市が34.7というような形で偏りがどうしても出てきているというところと、逆に中山間地域においては非常に回答数が少ないというふうな、1桁というような状況もございます、御指摘の部分は十分私どももわかってるつもりでございます。

また、今後、地域的な傾向でありますとか、地域特性の課題というような形をあぶり出す意味では工夫をしていきたいと思っておりますし、例えば中山間対策につきましては、このさらに中山間分だけ抜き出して、この中からまた課題を見つけていくというふうな作業もやっておりますが、また御提言の趣旨を踏まえて工夫をしてみたいと思っております。

**○図師委員** よろしくお願ひします。以上です。

**○十屋委員** この県民の意識調査の結果の概要というところで、アンケートに答える意識が少ないというのが大きな問題かな。9回やられてて、推移を教えてくださいませんか。46.4%が、どういふふうなこれまでの中に入ってきたのか。

**○金子総合政策課長** 過去、一番高かったのが平成19年度でございまして、これが58.6%ございました。今回の46.4といたしますのは、過去一番悪い結果に実はなっております。それ以前が、前年が52.5%ということで、これまで50切ったのは、平成20年度が48.7というところだったんですが、今回ちょっと減ってる傾向でございます。

アンケートの精度ということなんですが、通常1,000人が一応傾向を見る上では最低ラインと

ということでございまして、今回得られた回答者1,600人、だからいいということではもちろんないんですけども、とはいえ、今回何でこれだけ回答率が低かったのか、そこらの対策もしていかないと、ただ漫然とやっておるだけでは、また低下傾向も食いとめられないような気もいたしますので、そこは十分また検討してまいりたいと思います。

**○十屋委員** 我々の議員の選挙と比例してるのかなと、正直思うんですよ。自分の暮らしに満足してるから低いのか、言ってもしょうがないからアンケート書かないのか、いろんな生活の忙しさにかまけて、これに答える暇がないのか、それはどの場合かわからないんですが、先ほど課長言われたように、せっかくやってるので、この中に出てくるというのは、非常に県民の意識というのを反映してると思うんです。

だけど、いろんな今の社会の中で、こういうもののアンケートすると、かなり低いんですよ。だから、やる意味はあると思うんですけども、この精度という意味ではなくて、参加する人の意識をふやしていくということをやらないと、先ほどからありましたような、団体組織、高齢者クラブの参加にしても、自治会の参加にしても、それこそ投票率にしても上がっていかない。常に思います。

昔は、こういうことやる方法があって、もしやれば、かなり高い参加で意識、アンケートに答えていただいたと思うんですよ。だから、そういうあたりをどういうふうにするかというのが、このアンケートをとることも大事なんですけど、それを参加させていただくという、宮崎県をどうしようか、自分の住んでるところをどうしようか、そういう意識が芽生えてくれば、おのずと宮崎県なり、地域なりが元気になって

くるのかなというふうに思うんですね。

だから、ここの設問の最初の仕方にも、どういう文面で書かれてるかというのわかりませんが、何か意欲を喚起するような書き方とか、そういう工夫というか、そういうことをひとつやっていただけるようお願いしときたいなと思います。当然今年度もやられるでしょうから、そのあたりの工夫をぜひ一考をさせていただいて、この46.4がせめて7割ぐらいには近づくように頑張ってくださいな。かなりハードル高いと思うんですけど、お願いしたいと。

私は以上です。

**○鳥飼委員** 関連して、県民意識調査のことで、サンプリングですよ。3,500人ということですが、これどんなふうにして選定といいますか、やっておられるのか。これ5ページの上のほうにありますけども。先ほど凶師委員が言われたように、地域性の問題もあって、それからサンプリングするとき、そういう地域性と、例えばこの中に年齢やらありますけど、年齢はわからないのかなと思うんですが、そのサンプリング手法をお尋ねしたいと思います。

**○金子総合政策課長** これ県内在住の20歳以上の方から3,500人ということでありましたが、市町村ごとに分けまして、人口比で標本数を案分して行って、住民基本台帳を用いて抽出したという流れでございます。

先ほども言いましたとおり、統計の必要な標本数ということ約1,000件ということございまして、必ずしも十分じゃないかもしれませんが、県民の意識、ある程度の範囲というのはこれでできてるといふふうに思っているところでございます。

**○鳥飼委員** わかりました。そうすると、住民票でということになると、住基ネットか何か使

うということになるだろうと思うんですが、それで年齢も加味をされていると思っていいんですか。

○金子総合政策課長 男女比、年齢層でございます。

○鳥飼委員 わかりました。いろいろこう見てみますと、具体的な資料の中では、職業は恐らくそれではわからないでしょうけども、3ページの業種では、10%を超えてるのは、農業と製造業と医療・福祉、それからサービス業ということに今なっていますね。年齢も、高いのは、この24.2%、60代のところが一番高いというような数字が出てるようで、それから5ページでは、宮崎市の旧町以外の宮崎市のところが34.7、旧町これを入れると3.6で、37、38、約4割ですよ。僕らといますから、私は宮崎市に住んでるもんですから違和感全くないんですけど、それ以外のこういう地域に住んでる人とか、こう見たときには違った結果が、先ほどの図師委員のと同じなんですけど、出るんじゃないかなと。

例えばこの「総務政策常任委員会資料」の5ページ一番下の4、地域医療体制の確保ということで、地域医療全般については満足してるというような出てるんですが、例えば西都市では医療センターが機能不全に陥ってるという状況とか、西諸の小林市民病院の現状とか、それから入郷地区、それなりに機能はして頑張ってもらってるんですけど、最後の金丸先生とか、そういう人たちが、椎葉村の先生とか、頑張っておられる方おるから。

しかし、それで満足かというのと、ある程度、諦めではないですけど、現状追認をせざるを得ないというような気持ちも出てるんじゃないかなというような気もしてですね。ですから、先

ほど出ました、同じような意見になりますけど、ある程度は地域的なものを加味をしてアンケートとっていかないと——ある部分についてはアンケートをとって、その結果を出していくということをやられたほうが、より実態に近いものが出てくると思うんですよ。それを長計に生かすなり、それぞれの部門別の計画に生かしていくということで、せっかく何百万かかけてやられると思いますので、そういうことをお願いしておきたいと思います。

○金子総合政策課長 今委員が御紹介いただいた地域医療の関係あたりは、御案内のとおり、医療資源が宮崎市圏域に約5割集中してるという、そういう傾向がありまして、おっしゃられるように、宮崎市圏とそれ以外の方というのは、当然満足度については差があるんじゃないかと推認されることではあります。

私どもも、これはあくまでも県全体での話でありまして、だからいいというふうには当然思っておりませんで、地域地域、ブロックブロックという形でしっかり把握をしていかないと、この数字だけで物を判断するということは危険なことじゃないかなというふうにも思っておりますので、御指摘の趣旨も踏まえて、また各部各課にもきちんとそこをつないだ上で対策を練って、そういう方針でいくというようなことをやってまいりたいと思います。

○鳥飼委員 私も実は去年かおとし当たったって、商品が出たわけじゃないんですけども、でありまして、書いたんですけど、かなりエネルギーが要るんですね、書く人にとってみたら。ですから、低いのも、なるほど、途中まで書いてやめてしまうとかいう人もおられるんじゃないかなというような気もして、設問の工夫とかもやってみられるといいんじゃないかなという

ことで思いましたので、ぜひよろしくお願いをいたします。

○金子総合政策課長 御協力ありがとうございました。先ほどの資料の3ページで、回答者の割合が60歳代の方が結構高くなっていますのも、そして項目数が47問設問がございまして、これも非常に、本当はできるだけふやしたいという思いはあるんですが、ふやすと逆にまた回答がなかなか得られないというか、非常にそこ辺のバランスが難しいところがありますけども、回答率を上げるべきだという先ほど御指摘もございましたし、何らか工夫はしていかないといけないと思っております。

○渡辺副委員長 重ねてになりますが、内閣府の国民意識調査のミニ版みたいなものを宮崎でしてる感じになって、本当の意味でこの調査が必要なのかというところからとり直したほうがいいんじゃないかという気が正直するんです。今住んでる地域に満足ですかというのを薄く県内全体で聞いて、何となく8割ぐらいが幸せですねという答えがあったから、何かよかったねという気分を共有するだけの調査なのか。

本当の意味で宮崎県政の施策運営の結果をリアルに見ていこうとか、これからの県政のあり方の方向を見出していこうという調査であれば、私も新聞社にいた時代に世論調査担当してたことがあるんで、1,000サンプル超えてればというのはわかるんですが、それは物すごい雑駁とした意識を把握するためのものでしかなくて、多分宮崎県にとって必要な調査というのは、先ほどからずっと出てらっしゃるように、この地、例えば中山間地に住んでらっしゃる方々の意識と宮崎市の方、延岡市の方、それぞれの意識の違いだったり、足りてないと思ってるのがどこかという、もうずっと出てるとこだと

思うんですよ。

であれば、これまでの経緯や経年変化追ってるといわれるのですが、果たして1年ごとの調査が本当に必要なのか。要するにこの調査で聞いている項目と聞き方と、1年ごとで本当に数字に変化が出る可能性があるのか。もしかすると、多少の数字の変化は、たまたまの変化でしかないかもしれないところだと思って、サンプル数をこのぐらいにしかできないというんだったら、4年に一遍でも、5年に一遍でも、例えば県の総合的な計画の変化のタイミングに合わせてでもいいかもしれないので、3年なのか、5年なのか、そこはわかりませんが、そのぐらいの年度をあけてでも、サンプルをふやして、例えばこの数字を見てると、回答者が1の西米良村の意見を1で判断することはできないと思いますし、年度を超えて幅広くして、そのかわりサンプル数をもっと圧倒的な、例えば1万サンプル、県内で調査をすると。

そうすれば、地域的な偏りだったり、課題も見えてくると思うんですよ。そのほうが、よっぽど県の施策振興というか、運営に関して有意義なアンケートじゃないのかなという気を、私はこれ見てて個人的にするんですが。その辺を、今までの経緯もあるでしょうが、経年変化を1年ごとで追う必要があるのかも含めて御検討があってもいいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○金子総合政策課長 重要な御指摘ありがとうございます。もちろん県も各部各課は、この調査だけではなく、それぞれの課によってもいろんな調査というのやっているといるんですが、そこからどこまで深掘りしてるか。全体的に見た上で、おっしゃるように、これで全てを判断するわけにももちろんいかないと思っておりますの



で、そこらをうまく各部各課との調整も図る必要があるかなというふうに思っております。

それと、先ほどありましたとおり、総合計画を4年に1回ぐらいのタームで変えていったりしておりますので、そのタイミングと見据えながらというようなことも一つの大事な視点かなと思いますので、十分に検討していきたいと思っております。

**○渡辺副委員長** 済みません、くどいようですが、何のためにやる調査、おっしゃられたように県民の意向の把握の仕方は議会もあるでしょうし、皆さんの日ごろの行政でのお仕事の中にも意向の把握はされてると思うんです。ただ、これも一つのツールであって、やる以上は、そのときに、これでこういう結果が出たから、県としてこんなふうな施策展開をしますというのは、正直しづらいような気が、アンケート結果を見て、これを根拠に判断していくというのは非常に難しい。使い勝手が、ある意味、宮崎県にとっても悪い調査になってないのかなという気がするんですよね。だからこそ、県にとって何をなすために実行する調査なのかということと、もう少し明確に持ってやったほうがいいんじゃないのかなと思いますので。

**○土持総合政策部長** 確かに議員おっしゃるとおりでございまして、従来こういう大規模な県民意識調査というのは、総合計画をつくるとき、事実上5年ごとに改定をしてましたので、5年に1回程度のこういう意識調査をやってました。それは、施策を策定していく上での調査という位置づけでございました。

その後、総合計画等で指標としてといますか、目標として、私は余り個人的には好きじゃないんですが、その意識を政策目標にするというパターンがふえてまいりまして、そういう中

で、それをフォローしていくためには、こういう意識調査を毎年やっていく必要があるというところになってきております。

それと同時に、いろんな各課の政策課題がございますので、それもあわせて県民のそういう意識を調査するということで、項目数がどんどんふえていったりして、今のような状況になっていっている状況でございます。

ただ、御指摘のとおり、今後、こういう意識調査をどういうふうを活用していくかというのは、そもそもそれがあっての意識調査でないといけないわけでございますので、また今後のあり方等についても十分御指摘の点等を踏まえながら検討をしてみたいというふうに考えてます。

**○渡辺副委員長** 生意気をいろいろ申して申しわけありませんでした。貴重なミニ把握の機会だと思いますので、大事に活用があればという意味ですので、よろしく願いいたします。

済みません、以上です。

**○内村委員長** ほかにありませんか。

**○坂口委員** フードビジネスで、この説明資料の9ページ、拡大戦略のところを中心に聞きたいんですけど。まず、この宮崎の食肉、これは全力を挙げて、加工に付加価値向上というか、そこですけど、問題は、口蹄疫のときより、今度とはまると相当な関連産業で、相当な人数巻き込みますよね。だから、そのところ絶対、あれもう二度とああいう家伝法の対象になるようなことを起こしちゃなんのんですけど。この前、たまたま鳥フルは弱毒だったし、あれ大事に至らんで幸いだと思うんですけど、弱毒だろうと強毒だろうと、そこに鳥フルが入ったことには間違いはないんですよね。だから、防疫の徹底というものを、今、万全を期してるつもりで

も万全じゃなかったというふうにあれはとらえてやっていかないと大惨事が来るということを、そこらをぜひ、これは要望にしておきますけど。

その後の加工とか、業務用の農水産物ですけど、これも一般質問でちょっとだけ触れたんですけど、システムのところで出てきた利益というものが産地に還元され、いわば農家の所得に還元されなきゃだめだと思うんですよね。その工夫の一つに、加工ニーズに対応できる原料産地の育成となるから、当然品種から栽培技術、あるいは管理というものが当然ここ出てくるんでしょうけど、そういった、まず品種改良というか、栽培技術、だから、農政サイドとの連携、これはどんなぐあいに考えておられるんですかね。

**○井手フードビジネス推進課長** まず、防疫については、本当委員おっしゃるとおり、非常に重要なところであります。今回、このフードビジネスのほうは経済的な部分をほぼ書いてますので、特段、特出しはしておりませんが、そこは十分に踏まえてやっていかないといけないと思っております。もちろん畜産新生プランのほうではイの一番に書いてあることですし、しっかりと取り組んでいくというふうに考えております。

あと、加工業務用の野菜、特にハウレンソウでございますが、これについては、この間の、前回の委員会の場でも委員から御指摘があったところで、確かに実際青果用のハウレンソウに比べると、加工用のハウレンソウ、非常に単価が安いという問題点ございます。したがって、現在、総合農業試験場の都城の畑作園芸支場のほうにおいても、加工用に向くハウレンソウの育苗等を研究をしております。

農政とも話をしておりますけれども、単純に

ハウレンソウだけだと、主業農家としてはなかなか厳しいものがございますので、ハウレンソウを作付をどういうふうに組み合わせていくのか。輪作の中で、どうその加工用のハウレンソウを組み込んでいくのか。できるだけ収量が高いように面的な部分の確保をどうしていくのか、その辺を含めて議論をしておるところでございます。

**○坂口委員** 宮崎で、その農家を相手にしなかりゃ、うちの加工業成り立たないよというところいかないと、産地主導のフードビジネスの取り組みとは言えないと思うんですよね。だから、ここの野菜をここに行って確保しないと、うちの加工業成り立たないんだということになる、そこに結びつく品種の改良。イノベーションのところで、機能性とか、安全性を売りにするんだということで、それは一つの方向かなと思うんですよね。今宮崎が他産地にまさる部分ではですね。

これらが現実的に、そこに宮崎の農家ならではですよということで、そこでいざるを得ないところに宮崎の農家を大事にするというのが、そこにしっかり確保できるということ、これはなかなか簡単じゃないと思うんですよ。せんだつての、一昨日の一般質問の答弁でも、残渣処理の経費が要らないから宮崎が有利なんですよとかいうことだったですよ。でも、そんな甘いもんじゃないと思うんです。

ここでやっていけば、他の産地、宮崎みたいな産地たくさんあるわけですから。そして、今までの宮崎の農業というのは、とにかく端境期対策で、そこで付加価値をやるのと、遠い産地に物を送り込むものという、このハンデ、これを克服するために、単位面積当たりの生産額を上げて勝負しようということでの施設園芸だっ

たわけです。今度は安い物をつくってから、その加工屋に回すことでもうけようと思ったら、そう簡単にいかないと思うから、これは課題いっぱい含んでますよということ。

そして、その中で気をつけるべきは、宮崎の農家を相手にしないと、その企業は成り立たないんだということを念頭に置いとかないと、今後の企業立地なんかでも食べ物にされて逃げていかれる。

それからもう一つ、心配なのが、今のアベノミクスの方針というか、とにかく攻める農業にしようと、規模拡大で、企業参入をそこに、農業に企業参入を、道をあげようという大きい国の流れですよ。これはしょうがないと思うんです。

そこで、これ差別的にとられたら困るんですけど、そうじゃなくて、例えば障害者雇用法とかいうのが徹底されてくるわけでしょう。企業にとっては、障がい者の人たちを正式に雇用して、その人たちが働き場を確保させてあげるといところで、農業分野というのはすごく、いろんな人のその能力というか、そういったものを生かせる職場なんですよ。そして、自由度が物すごい高い職場なんですよ。時間的なものとか、その労働の質の問題とか、物すごい広いですから。

だから、そこにそういうものと企業が連動してきたら、仮に宮崎が規模拡大によって、今まで小作的に、小さい規模で自分でつくって、自分でなりわいをしていた農家を、労働力として企業の中に入れていけばいいじゃないかという構想を持っておられるとしたら、その部分は出されてしまう可能性があるんですよ。職の受け皿をそこらは確保しなきゃいけないという、今度は大きい問題がここには潜んでるということ

も一つ念頭に置いておきたいと思うんです。これまだ将来の問題だから、これは答弁は結構です。

それから、焼酎、これは1つ教えていただきたいんですけど、これは他県とか、海外展開を考えておられるということですけど、まず焼酎の利点というのは、税金が安いというところが1つあると思うんですね。税金を焼酎税の中で、あくまでも焼酎としての扱いの中で、一番安い税率を今後維持して行って、それを一つの安く飲めるアルコールというのが大きい魅力と思うんですけど、焼酎が他のアルコール類と違う、税の面で、率の面で、それはどういう条件があるんですかね。例えば度数とか、色とか、原料とか、そういう面から見たときに。

**○井手フードビジネス推進課長** 焼酎の税率の話ですが、具体的に焼酎の税率がなぜこの税率なのかというお話まで私は知り得ていません。ただ、確かに委員おっしゃるとおり、ほかのアルコール飲料に比べると税率が若干低いと、ここが焼酎の価格の利点になってるというのは否めないと思います。

ただ、バイヤーさんと話をしてるんですけども、国内であれば、関東以北に市場を求めているバイヤーさん結構いらっしやいまして、これは広がっていくよというような感触をつかんでおります。

あと、国外の話出ましたけれども、せんだって、上海での展示会、焼酎とか、観光のPRを上海での国際食品見本市に焼酎等持って行って展示会を商工部局のほうでやっているんですが、この中でも焼酎なかなか好評ではあったというふう聞いてます。具体的に、これが今後取引につながっていくかというのは、今後の進め方次第かなというふうに認識しております。

○坂口委員 それ絶対間違いないと自信はないんですけど、焼酎の税率が低いというのは、以前、都城出身の代議士が、自分のところは唐芋の産地だと。そして、唐芋というのは焼酎をつくる原料なんだ。自分の地元の農家は唐芋づくりに一生懸命汗を流してるけど、そこから出てくる焼酎というものを一体どんな飲み物なんかを、まだだれやみをできるような農家がないんだと。だから、粗末なアルコール類として扱うんなら、せめて芋をつかった人たちが飲めるように税率を安くしろという素案をやって、それが何十年か先にやっと実現したのが、今の焼酎税率なんですよ。これと農業者年金制度ですね。

だから、そういう精神があるんですけど、それは別として、なぜさっき言った焼酎というのが粗末なアルコールとして、そのとき扱う、言葉乱暴かもしれませんが、せめてそのアルコールぐらいはという、そのせめての類域に入ってきたかという、においと、いろいろなものがあつたんだと思うんですよ。

だから、これを全国的、あるいは全世界的に展開していこうとしたら、おいしい飲み物だとか、いいものだというもので、ただ、焼酎の七不思議として、あれだけ一升瓶が何ぼという安い単価のものを、なぜ20度、25度の薄いアルコールで遠くまで運賃をかけてガラス瓶に入れならんかということですね。もちろん紙のもありますよ。あれが40度、60度に濃度を上げれば、お湯割り、水割りという飲み方があるんだから、飲むときにまた20度戻せますよね。だから、それをなぜあんな薄いので、コスト、長距離だと言いながら高い輸送コストかけてるの。

それから、本当に多種多様な人に飲ませようとしたら、ピンク色でもいいはずだし、青色で

もいいはずだし、なぜ透明なのということですね。そして、芋と焼酎になぜこだわってるのかいう、そこらを酒税法の限界と、それからいいものをつくろうという、ここんところを、そういう昔の法律ですから、法の改正とか、運用の弾力化とかいうものも求めながらやっていかないと、海外戦略というのは、あんなもの瓶に入れて取り扱い、厳重注意でヨーロッパあたりまで20度の送ろうたって、向こうは何百円のワインとの勝負になるし、だから、なかなかだと思っただけですね。

だから、本気でこの焼酎——確かに宮崎ならではと思うんですよ。酵母でも、宮崎の酵母というのはたくさん、全国にまざる、焼酎の質を、あるいは多様な焼酎をつくっていくと、それは絶対的なものですから、そこらも含めてやっていかないと、これはなかなか海外展開というの、そう楽にいかない部分があるんです。だから、今のところ、なぜ税率が安いかというのと、安い以外なら限界はどこかというのをチェックされ、研究していただきたいかなと。

○永山総合政策部次長 焼酎については、宮崎県にとって非常に大事な産業ですからしっかり、このプロジェクトについては商工が中心ではありませんけれども、我々もかみながらやっていきたいと思ってます。その中で、新たな商品の開発というふうに書いておりますけれども、焼酎が日本酒を席卷する中で、日本酒のほうが多様なものをつくってきて、世界に対しても売り込みを相当程度してると。そういう工夫を焼酎側でももう一度やるべき時が来てるんじゃないかというふうな認識のもとで、こういう新しい商品ということも書いてますけれども、世界に通用する、あるいは東日本にもっと攻めていけるような商品のあり方は何なのかということ。

委員がおっしゃった税率の問題等も含めて、どんな工夫がすべきなのかという、そのあたり、私たち視点で持っておりませんでしたけれども、そのあたりも参考にさせていただいて、どうやったら焼酎産業はもっと伸びるんかという視点で積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○十屋委員** このプロジェクトチームでフードビジネス振興構想という全体的なのはわかるんですが、この中にもありますように、海外展開というところの部分切り出して考えると、国内向けのこの組織体制と海外向けの組織体制というのは別建てでやるんですか、それとも同じこの組織で両方やっていくんですか。

**○井手フードビジネス推進課長** 海外展開も含めて、フードビジネスのプロジェクトとしてはこの体制の中でやりますが、現実の仕事の進め方としましては、県としましては、東アジアに関しては東アジア戦略という別な戦略がございます。これについて、それぞれワーキンググループ等がありますので、そことの連携というか、そこと調整をしながら具体的に進めていくことになろうと思います。

**○十屋委員** 結局このフードビジネスということを、こういう考え方、拡大、挑戦、イノベーションという考え方で、東アジア戦略というのもフードビジネスに関しては位置づけていくわけですね。

**○井手フードビジネス推進課長** こちらの側面からは、そういう位置づけになるというふうに思っております。

**○十屋委員** ということは、結局国内向けのビジネスモデルと海外向けのビジネスモデルは同じであったら絶対成功しないと思うんですよ。ですから、フードビジネスという中でも切り分

けて対策なり、手を打たないとだめだと思うんですよね。それはなぜか、東アジア戦略はあるのかもしれないですけど、今坂口委員言われたように、国内の税率も違うし、海外向けと、今いろいろ話もされましたけど、全然文化が違うところに日本の物を持ってってもなかなか受け入れてもらえない。携帯電話の話で悪いんですけど、ガラパゴス化してしまってるという形になってしまうと、まだ伸びていけないので、そのあたりの組織体制というか、海外戦略で東アジアプロジェクトの中でやるんであっても、このモデル版をベースにした何か政策的な展開を、別な展開をしていくべきかなと思うんですけど。

**○井手フードビジネス推進課長** 済みません。説明が拙くて申しわけございませんでした。

海外輸出拡大につきましては、挑戦の中の3つ目の取り組み項目として上げてます。物流、多様な販売ルートと一緒にのくくりになってますけれども、海外は海外で切り出して、どういう課題があるのか。どういうふうな、海外の物流また違いますし、おっしゃるとおり、海外の方々の好み等も含めながら、どういうものが、品目が海外輸出に向くのかと、そういうようなところから別途切り出して議論をしていくことにしております。

**○十屋委員** きのう、帰り際にラジオ聞いてまして、クールジャパンと、今アニメとか、漫画とかいろいろはやってると。それでも日本は韓国に負けて苦勞してるという話があって、その中でおもしろいなと思ったのは、ある種そういうクールジャパンで東アジアの方々が興味を持ってるものに関して、それがある程度相手の国の、例えば星飛雄馬の話が出てましたが、インドはクリケットですかね、あれをメインにして焼き直しをしてやってると。それが定着した

段階で、今度はそこに入る文化、日本の文化、例えば車であったりとか、買い物であったりとか、そういうものを織り込んでいくというふうな考え方というのが今あるようです。

やはり、日本の文化がある程度浸透してるところには、そこの一アニメであろうと、漫画であろうと、側面に対して日本の文化をのっけていくような、例えば宮崎なら宮崎のものをのっけるような発想も必要なのかなど。柔軟にいろんな手を使ってやらないと、文化というのはなかなか定着しないので、焼酎もそうですが、これは、日本の国内でも、東日本と西日本全然違うので、そういうことを含めると、先ほど言ったように、海外、東アジア出てくる場合であれば、そういう文化面から攻める食のあり方とか、焼酎のあり方とか、そういうのも考えるべきかなというふうに思っておりますので、答えは要りませんので、そういう一面も考慮していただいて、検討していただければと。

**○鳥飼委員** 2点だけお尋ねをしたいと思えます。そういう議論がされてるのかどうかということ。

児湯を中心といいますか、赤身肉、これが新聞等でも報道されてまして、私も1回ですけども食べたことがあるんですけど、なかなか普通のサシの入った肉、余りいい肉は私食べませんが、それでも4級ぐらいでも、2切れか3切れぐらい食べれば、もういいかなというような、年代的に、こっちにおる若い人たちはもっと食べると思うんですけども、部長やらは僕らと一緒にぐらいだと思いますが。

そういうことで、赤身肉を生産をしている農家の方がおられます。生産量の問題等もあるわけですけども、これらの赤身肉についての今後の健康志向も含めてどうなっていくのか、これ

らの議論が何かされているのかどうかについてお尋ねします。

**○永山総合政策部次長** 前の仕事との関係もございまして、お答えをさせていただきます。

これまでの宮崎の牛のブランドなり、売り方という点については、基本形は、宮崎牛でAの4の以上、サシが入ったものを攻めていこうということで、基本的にこういうものをしっかり育てていこうという方針に変わりありませんけれども、ことし3月につくりました畜産新生プランの中では、販売戦略として、これまでのサシオンリーではなくて、それ以外のものについてもしっかりと戦略を持って売っていきましようということについても打ち出しはしてるところでございます。

ただ、黒毛の場合にはサシが入るというのが大きな特徴ですから、大きな動きとしては、サシをしっかりと入れて高く売ると。それ以外の育て方のものについて、農家をしっかりとサポートしていくという意味合いでの方向性を多様を持つということについては、畜産新生プランの中でもそこは打ち出したところでございますし、今後も販売戦略として考えていくことになるというふうには思っております。

**○鳥飼委員** 木城の町長さんと話す機会があって、その話になったんですけど、今後、そういうふうにして変わっていくのではないかなということで。ただ、西都から児湯、高鍋に行く、そして、それから木城のほうに抜ける道路のどこしかお店がないもんですから、なかなか県内にも売っていくというのは難しいなということもあります。私の近くには経済連のお肉屋さんがあるもんですから行くんですけど、店員さんに聞きますと、聞いてますかと言うたら、知りませんということで、ほとんど知らないのが現状

だろうと思うんです。それを何か支援をしていくような体制づくりといいますか、お金を出すとか、そういうことじゃなくて、そのことも大事なことではないかなというふうに思いましてお尋ねをしました。

そこで、宮崎牛の全共二連覇をしたということが出て、本会議でもそういう話をしたんですが、先ほど坂口委員も言われた、障がい者の人たちがA型事業所といいますか、中で働いていく、加工の現場で働いているところに行ったんですけど、たまたまそこに全国で100店舗以上展開しているスーパーの方が来ておられて、いろいろ話をしたんですが、共進会二連覇については知らなくて、5年前でしたかねと言われて、がっくりきて、いやいや、優勝したんですけどというようなことで。

農政の方に聞いたら、関東地方にはまだ触手といいますか、手を広げてないもんですからというようなこと言っておられたんですが。これをもっともっと売り出していくことをやらないと、それが難しいんじゃないかなというふうに思ってるんですね。ですから、ここは答弁要らないんですけど、そういうことを肅々とやっていただきたいというのが一つですね。

もう一つお聞きしたいのは、そういう加工の現場なり、生産の現場でも、そういうような障がい者の方たちが雇用をされるという、A型事業所といいますか、進めて、前におられた福祉でやっておりますが、そこで、少なくとも10万円、今は7万5,000円ぐらいと言っておられたんです。ちょうど私が行った、恋する豚研究所というところなんですけども、言っておられました、これ10万円を目標にしますと言っておられたんですけど。

だから、ぜひそういう、このフードビジネス

の中に障がい者雇用とか、そういうものを広げていっていただきたいなというふうに思いまして、そういう議論がされてるんだろうかなということがありまして、もしされてなかったらしていただきたいなというのが一つでございます。

**○井手フードビジネス推進課長** 非常に重要な視点いただいたと思っております。関連するような、答弁となるかどうかわかりませんが、関連するようなところで、先ほど坂口委員のほうから価格決定力のお話が出ました。農業生産法人、法人形態の農家というか、農業の方とお話をしている折に、会員制みたいなのところなんですけれども、自分ところの会員に自分のとこでつくった産物を出荷していると。そういう会員の方が自分たちのつくってるもの、つくり方に共感をして会員となってきてる。だから、高い金を出して、スーパーで買う安い物よりも、高い金を出してでも買ってくれると。

その価格を形成してる要因の一つにそういう、例えば健康だとか、安全・安心とかというのにプラスして、障がい者の方がつくっている農場からだから買っているというようなお話とか、もしくは高齢者の方々の働く場になっているというようなお話を若干聞いたことがございます。この辺というのは、ブランドというものを形成する中では、一つの誘引になるものかなと思っております。そういうような法人の方とも話をしているところでございます。

**○鳥飼委員** ぜひ障がい者雇用の面も、これ売るほうのあれですけども、ぜひ議論の中でやっていただきたいなというふうに思っています。私が調査に行ったところでは、障がい者雇用をしたところですよということは売りにしませんと。これは当然のこと、労働者として働いた製品をお売りするというところで、肉なり、ハムなり、

ソーセージなり、ベーコンなりですね。買って帰ったんですけど、普通はソーセージとか、ハムとかつくと、いろいろな物入れて125%ぐらいになるんですけど、そこは75%になる。何も入れないもんだから。だから、その分割高になるんですけど、食べると物すごくおいしいですね。というのがありましたので、ぜひ障がい者雇用の面も議論をひとつお願いしたいと思えます。

**○丸山委員** フードビジネスに関してなんですけども、この前、課長のほうには高原まで来ていただいて、雨の中、田植えまでしていただきまして、ありがとうございました。おいしい酒ができると、また年末のころのこの委員会の中で飲めればうれしいのかなというふうに思っております。

1つフードビジネスでお伺いしたいのが、全国でもアベノミクスみたいな3本の矢の中に成長産業ということで、フードビジネスというの大きく取り上げられてるもんですから、全国でも同じような取り組みをどこでもやってると思っておりますので、宮崎は何が本当にフードビジネスなのかという特色を出さないと、埋没してしまっ、結局負けてしまう、売れない。

いい物はつくっても売れないとなってしまうんじゃないかと懸念しているもんですから、宮崎は何が、どういう特産が、どういう風土なり、環境から見たときに、何が一番、ほかの他県と違うんだというの考えながら、他県との差。また、もしくは九州という大きなブランドで売るのであれば、海外戦略のときに、九州というブランドをどうやって売っていくというのも考えていかな、海外的には宮崎だけと言うても、なかなか厳しいときもあるんじゃないかというふうに想定するもんですから、このフードビジ

ネスに関する宮崎なりの特徴というのを、どの辺を売っていこうと考えているのかをお伺いしたいと思います。

**○井手フードビジネス推進課長** フードビジネスとしての宮崎の特徴をいかに売っていくか。今申しましたブランドづくりとも関連するところで、非常に大事な視点でありまして、これにつきましては、これまでもいろんなことを、いろんな人がやってきているんだろうと思っております。それなりに宮崎というブランドが確立してきているところ、安全・安心、おいしい、そういうようなものとしては浸透してるかどうかはともかくとして、そういう取り組みをしてきたのかなと思っております。

このフードビジネス振興構想を進めるに当たって、新たなイメージづくりをやっていくのかどうかというのも含めましてですが、我々が今見てるのは、マーケットインという言葉でここで言ってますけど、市場のほうから見て、宮崎ってどうなのと。消費者の方から見たときに、宮崎ってどう見えてるのか。そこをうまくつかまえて、さらにそこを強くブランド化していくことは何とかできないものかというふうにも考えております。

それは、とりもなおさず、食だけにかかわらず、宮崎というものの全体のイメージとつながっていくものでありまして、太陽であったり、緑であったり、もしくは神話であったり、その辺ともうまく絡め合いながら何かしらの打ち出しができないものか。今すぐ答えは出せないんですけども、模索していったらという状況でございます。

**○丸山委員** ぜひ宮崎というのをイメージできるような形をやっていただきたいのと、よくこれまでも産学官連携、農商工連携、6次産業化、



いろんな言葉が出てくるたびに、看板だけ変わっただけで、何が成果が出たのってというのがよく議会の中でも議論されていますので、今回、フードビジネスという名前だけ変わっただけで、何も結果が出なかったでないように、しっかりと取り組んでいただいて、県民所得の向上並びに雇用の場の創出等々つながるように、宮崎県がここで生きていくんだという位置づけをしっかりと出していただくようお願いしたいというふうに思っております。

**○凶師委員** 今の丸山委員の質問に関連して、もう資料として作成できてると思うんですが、このフードビジネスに関して、男女共同参画プランの資料と同様な数値目標を織り込んだ内容というのはいつ公表されるんでしょうか。

**○井手フードビジネス推進課長** このプロジェクト、先ほど申しましたように、民間の方々とこれから詰めていくことにしています。その中でスケジュール、目標等をできるだけ設定をしていこうと思っております。それができるだけ早くというふうには考えておりますけども、今の私どものスケジュール感としましては、今月中に議論を始めたばかりなので、それを例えば年内とかいうふうなことになるのか、今すぐこの時期までにとというのは言えないかなと思っております。

**○永山総合政策部次長** この構想の全体としては、農業あるいは食品関係の製造品の出荷あるいはサービストータルで、1兆2,800ぐらいのものを1兆5,000億にしたいということで掲げてはいます。ただ、それぞれがどうやって伸びていくのかということについて、今現在は個別の目標は設定はしてありません。

今回、10の取り組みの紹介をさせていただきましたけれども、当分の間、このあたりに少し注力をさせていただいて、一つ一つのビジネス

がどうできるのかということをしっかり取り組みたいと思っています。そういう中で、個別のもの、あるいは個別の取引等については、どのような目標設定できるのかというのは、課長も申し上げましたけども、少し時間をかけさせていただきたいというふうに思っています。

そうしないと、どこにビジネスチャンスがあるのかも含めて、先ほど丸山委員からありました、何に重点を置くのかということも含めて、さまざまなことを探りながらやっていきたいと思っておりますので、余り目標設定することを先にしたくないと思っまして、具体的なアクションを当分の間、一生懸命やらせていただいて、それを御報告させていただく中で、設定すべき目標についても、私たち当然考えていきますので、そのあたりまた御議論をさせていただけたらというふうには思っております。

**○凶師委員** ビジネスという看板を掲げられてる以上、先ほど丸山委員言われたように、簡単な看板のかけかえじゃないというところを意識され、また、全てのものが数値化されるとは考えてはおりませんけれども、今回の事業に関しては費用対効果も十分突き詰めた上でのそういう目標設定をしていただきたいと思います。

**○内村委員長** では、請願の審査に移ります。  
請願第33号について、執行部からの説明はございませんでしょうか。

**○奥野総合交通課長** 特にございませぬ。

**○内村委員長** それでは、委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** では、ないようですので、その最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** それでは、以上をもって総合政

策部を終了いたします。

執行部の皆様、長時間になりましたけれどもお疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

---

午後1時7分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○四本総務部長 それでは、本日御審議をいただきます議案等につきまして、お手元に配付しております「総務政策常任委員会資料」により御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。「平成25年度6月補正予算案の概要(議案第1号)」についてであります。

今議会に提出しております予算案は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計で55億7,601万3,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は6月補正後で5,716億7,601万3,000円となります。この補正による一般会計の歳入財源といたしましては、国庫支出金が3億4,686万4,000円、財産収入が8万円、繰入金で52億2,906万9,000円です。

2ページをお願いいたします。一般会計歳出の款ごとの内訳ですが、主なものを申し上げますと、上から2番目の民生費は、災害時に障がい者等の避難場所を確保するため、障害福祉サービス事業所における避難スペースの整備に対する助成や、保育士確保のため保育士の処遇改善に要する費用について、市町村を通して私立保育所に助成等を行うものであります。

次に、農林水産業費は、効率的な国産材の生産体制の確立等を図るため、素材生産、木材加工、木質バイオマス利用施設の整備に対する助成等を行うものであります。

補正予算案については以上であります。

次に、資料の5ページをお開きください。議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、地方税法の一部改正により、金融所得課税が一体化されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、6ページでございます。議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、総務省令の一部改正により、県税の課税免除または不均一課税の適用期限が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、7ページをお願いいたします。議案第4号「宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、宮崎県特別職報酬等審議会に対する諮問事項に、知事及び副知事の退職手当の支給基準を含めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、8ページでございます。議案第12号「財産の処分について」であります。

これは、日南市の企業誘致用地に供するものとして、元県立日南農林高等学校の土地などを処分することについて、財産に関する条例第2条の規定により議会の議決に付するものであります。

次に、9ページをお開きください。議案第14号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、一般職及び特別職の給料について減額措置を講ずるため、所要の改正を行うものがあります。

議案といたしましては、以上の5件でございます。

次に、資料の10ページでございます。報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、時間的制約から専決を余儀なくされたもので、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴い、平成25年3月29日付で補正を行ったものであります。補正額は10億9,439万円の増額となっており、この結果、平成24年度一般会計歳入歳出予算の規模は6,037億128万4,000円となります。

次に、報告事項であります。

資料の11ページをお願いいたします。「損害賠償額を定めたことについて」であります。

これは、県税の滞納処分時に過って車両に損害を与えたため、損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の規定（専決処分）に基づき御報告するものであります。

次に、12ページでございます。「平成24年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」についてであります。

これは、平成24年度の議会において御承認をいただきました繰越事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告するものであります。

最後に「その他報告」についてであります。資料の13ページをお願いいたします。

本日御報告いたしますのは、ここに記載の「防災拠点庁舎整備の検討状況について」など7件についてであります。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局

長及び担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○福田財政課長 議案第1号の歳入予算について御説明をいたします。

「総務政策常任委員会資料」の3ページをお願いいたします。今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧であります。

それでは、内容について御説明いたします。今回補正額の欄をごらんください。

まず、自主財源につきましては、上から6行目の財産収入が8万円、その2行下の繰入金が52億2,906万円余、依存財源につきましては、下から3行目になりますが、国庫支出金が3億4,686万円余で、いずれも増額となっております。

この補正による歳入合計は、一番下の行にありますとおり55億7,601万円余となっております。補正後の一般会計の予算規模は、その右の欄にありますとおり5,716億7,601万円余となります。

次に、4ページをお願いいたします。ただいま御説明いたしました歳入の科目別の概要であります。

まず、財産収入ですが、消費者行政活性化基金等の運用利子であります。

次に、繰入金ですが、国の経済対策等により積み立てた基金を取り崩して、各種事業を実施するための財源とするものであります。

次に、国庫支出金ですが、国の内示等に伴う公共事業の追加、災害時の障害福祉施設の避難棟整備のための助成、海岸の環境保全を目的とした基金への積み立て等を行うものであります。

歳入予算については以上でございます。

続きまして、委員会資料の10ページをお願いいたします。報告第1号「専決処分の承認を求

めることについて」であります。

これは、県税の増収や地方交付税の確定等に伴う最終補正予算として毎年度行っておりますけれども、今回、昨年度末の3月29日付で専決処分を行ったものについて報告をし、その承認を求めるものであります。

中身につきましては、まず歳入ですけれども、主なものとしまして、県税が12億円の増額、その2行下の地方交付税が13億3,413万円余の増額、下から3行目の繰入金が22億9,089万円余の減額となっております。

次に、歳出ですけれども、総務費が20億3,833万円の増額で、その主な内訳は、県債管理基金への積み立てが27億5,567万円余の増額、知事部局の退職手当の確定分が6億4,044万円余の減額となっております。

衛生費の1,275万円余の増額と農林水産業費の333万円余の増額につきましては、それぞれ産業廃棄物税と森林環境税の増収に伴う基金への積み立てでありまして、警察費の7,154万円余の減額と教育費の8億4,348万円の減額につきましては、それぞれの部局での退職手当の確定に伴うものであります。

最後に、公債費の4,500万円の減額につきましては、証券形式での県債発行経費の執行残となっております。

私からは以上であります。

**○鶴田税務課長** それでは、議案第2号及び議案第3号につきまして、いずれもお手元の「総務政策常任委員会資料」により御説明をいたします。

委員会資料の5ページにお戻りください。議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

まず、1の改正の理由ですが、地方税法の一

部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、金融所得課税が一体化されたこと、これは株式や公社債などの金融商品間の税負担の均衡化を図ることによりまして、一般の投資家が投資しやすい環境を整備することなどを目的としたものでありますけれども、これに伴いまして、金融商品に係る損益通算の範囲が拡大されるとともに、公社債等に対する課税方法が変更されたこと等から所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、まず(1)につきましては、①にあります公社債等の利子等、これには投資信託の収益の分配も含まれますが、この課税方法が「県民税利子割」から「配当割」に変更されたこと、また、特定割引債の償還金に係る差益金額、これは割引債の利子相当に当たるものですけれども、これが「非課税」から課税の対象とされたこと、次に、②の公社債等の譲渡益が、同じく「非課税」から課税の対象とされたこと、このような課税方法の変更に伴いまして、新たに特別徴収義務者を指定する必要があるため改正を行うものであります。

次に、(2)のその他所要の改正として、まず、不動産取得税の減額に係る申告期限に特例を設けるための改正であります。

現行規定の不動産取得税の減額の申告期限につきましては、課税関係を早期に確定させる必要があることなどから、不動産を取得した日から60日以内としており、さらに、持ち家の取得促進を図るという減額制度の趣旨を踏まえまして、附則で納期限までに申告期限を延長しております。

実際上は、その期限までに申告できないことについて、やむを得ないと認められる場合もありますことから、「やむを得ない理由があると知

事が認めるときは、この限りでない」という規定を追加し、減額制度の趣旨に沿って、実情に応じた取り扱いとなるよう改正を行うものであります。

次の黒丸ですが、「財団法人日本ゴルフ協会」が公益財団法人に移行しましたことから、その名称を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改めるものです。

次の黒丸ですが、制定附則中、適用終了となった特例税率等を規定している項を削除するとともに、項建てとなっているものを条建てにして、わかりやすい附則に改めるものであります。

また、これにあわせて、宮崎県森林環境税条例で県税条例附則の項を引用している箇所を改正するものであります。

3の施行期日ですが、公布の日から施行しますが、2の(1)の特別徴収義務者の指定の改正規定は、地方税法の一部改正の施行と合わせる必要がありますので、平成28年1月1日より施行することとしております。

次に、「総務政策常任委員会資料」の6ページをごらんください。議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、総務省令の一部改正により、過疎法等に基づきまして、県税の課税免除または不均一課税を行った場合の地方交付税の減収補填措置が延長されたこと等に伴いまして改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、まず(1)の適用期限の延長は、過疎法、離島振興法及び半島振興法に基づく適用期限の延長について、平成27年3月31日まで、その下の企業立地促進法に基づく適用期限の延長について、平成26年3月31日までとするものであります。

次に、(2)のその他所要の改正といたしまして、まず、離島振興法及び半島振興法に係る対象地区の要件の変更について、この地区の変更はございませんけれども、新たに市町村長が産業振興計画を策定いたしまして、関係大臣が指定する地区とする要件が加わりましたので、所要の改正を行うものでございます。

また、離島振興法に係る課税免除対象事業に「情報サービス業等」を追加するものであります。

次の黒丸ですが、農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法でございますけれども、この農工法につきましては、課税免除に係る適用期限が経過したこと、これは平成21年12月31日までの期限でありましたが、3年間課税免除が適用されます事業税の申告期限の最終が平成25年2月までで、今後適用の可能性がなくなりましたことから、今回、関係条項を削除するものであります。

また、あわせて文言の整理を行っております。

3の施行期日ですが、公布の日から施行しまして、この条例による改正後の規定は、平成25年4月1日からさかのぼって適用いたします。

説明は以上でございます。

○武田人事課長 それでは、議案第4号及び議案第14号につきまして御説明いたします。

なお、内容につきましては議案書のとおりですが、お手元の「総務政策常任委員会資料」にて御説明をしたいと思います。

まず、委員会資料の7ページをお開きください。議案第4号「宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の「改正理由」であります。知事及び副知事の退職手当のあり方について検討するに当たり、現行の条例の規定では、審議及び

諮問事項が、議員報酬及び知事・副知事の給料の額となっていることから、今回改正をして、退職手当についても審議及び諮問事項に加えるものであります。

次に、2の「改正内容」であります。審議会条例の第1条及び第2条に「退職手当の支給基準」を加えるものであります。具体的には、記載しております表の左側の「改正前」の規定を右側の「改正後」の規定に、下線に示すように改正するものであります。

次に、3の「施行期日」であります。公布の日の施行としております。

続きまして、資料9ページをお開きください。議案第14号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の「改正理由」であります。ことし1月に、国から給与減額措置を講ずるよう要請があり、それに伴い、要請のあった給与費相当分の地方交付税が減額算定されたこと、また、多くの県においても給与減額を実施すること等を総合的に勘案しまして、一般職及び特別職の給料について減額措置を講じるため、職員団体との協議を経て、今回条例の一部改正を行うものであります。

次に、2の「改正内容」であります。平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間、一般職及び特別職の給料について、以下のとおり減額を行うものであります。

まず、(1)の一般職ですが、管理職員の減額率が7.5%、一般職員のうち若年層に当たる職員の減額率が4.4%、そして一般職員のうち若年層以外の職員の減額率が5.9%となります。

次に、(2)の特別職ですが、特別職については括弧書きで示しておりますように、既に給料の減額措置を行っておりますが、今回、一律5

%の減額率の上乗せを行うこととしております。

最後に、3の「施行期日」についてですが、平成25年7月1日から施行することとしております。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○川島総務課長 総務課でございます。よろしくお願いたします。

「総務政策常任委員会資料」の8ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。議案第12号「財産の処分について」でございます。議案書では37ページでございますが、委員会資料のほうで御説明させていただきます。

これは、財産に関する条例第2条の規定によりまして、予定価格7,000万円以上で、土地が2万平方メートル以上の不動産の処分につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

1の「処分の目的」としましては、元県立日南農林高等学校の土地及び建物を、日南市の企業誘致用地に供するものとして処分するものであります。

以下、所在地は日南市南郷町中村、財産の種類及び数量は、土地13万2,138.63平方メートル、建物60棟、処分価格は2億347万1,000円、売り渡し先は日南市でございます。

なお、日南市は、農畜産や太陽光発電、障がい者就労支援、高齢者福祉を組み合わせました事業を計画しております、滋賀県の社会福祉法人を誘致するため、当該財産の売り払いを申請してきたところでございます。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○鳥飼委員 まず予算のところから、一般会計

のこれ4ページ、財政課長が説明していただいた分であります。歳入の科目別でいろいろと御説明いただきました。わからない点があるものですから説明をいただきたいと思えます。

まず財産収入で、消費者行政活性化基金利子、それから海岸漂着物対策推進事業基金利子ということで8万円が計上されているわけですが、ここで8万円というのは、この基金利子を全て上げて8万円、帳尻合わせで8万円、どういうことでこれが上がってるんでしょうか。

○**福田財政課長** この基金利子につきましては、基本的には当初予算のほうで計上しておるんですけれども、ここに上げさせていただいております、例えば消費者行政活性化基金につきましては、2月の追加補正で国から措置がなされたというものでございますので、その分につきましては当初予算にまだ反映しておらないということでございます。今回、その措置しておらなかった部分を、今回調整という形で措置をさせていただくというのが一つと。

あと、下のほうの海岸漂着物地域対策推進事業基金、こちらは、今年度に入りましてから措置されることがわかりましたので、今回6月補正で新たに基金に積み立てるといいますので、それに伴う利子につきましても当初予算に入っていないので、今回措置をさせていただくというものでございます。

○**鳥飼委員** そうしますと、例えばこれは4万、4万ということで理解していいんでしょうか。

○**福田財政課長** 消費者行政のほうで1万3,000円、あと海岸漂着物のほうで6万7,000円という見込みになってございます。

○**鳥飼委員** わかりました。この消費者行政活性化基金利子は、2月補正で全てが措置をされていて、これ計上漏れという理解でよろしいで

すか。

○**福田財政課長** 予算編成のスケジュール上、当初予算編成のほうで2月の追加補正よりも先に編成をしておりますので、そのスケジュールの関係上、当初予算に盛り込むことができなかったものを今回6月補正で調整というか、改めて措置をさせていただくというものでございます。

○**鳥飼委員** くどいようですが、そのほかにも安心こども基金とか、下にもこうありますけども、30ぐらい基金がある、30もなかったですかね、その程度あるんじゃないかと思うんですけど、その利子についてはもう計上されているということになるんでしょうか。

○**福田財政課長** 安心こども基金も、委員御指摘のとおり、2月の追加補正予算で措置しております。ただ、規模が大分異なっております。ただ、消費者行政のほうで2月追加補正の金額が6,000万円の積み立てでございました。一方、安心こども基金のほうは約6億円程度積み立てを2月追加補正で行っておりますので、その分、もともとの基金残高も相当金額が大規模なものであったということで、当初予算にある程度利子について、もう既に織り込んでおりますので、そこで安心こども基金については、もう既に措置がされておるとい整理で、今回の調整分としては上げさせていただいておらないところでございます。

○**鳥飼委員** 500億円程度の補正だったですよ。おおむね400億円が公共事業と、あと100億円までならないんですけども、基金が大半であったというふうに理解をしておるんですけど、これだけ出てくるというのはどうかなというような気がしたものですからお尋ねしました。もうこれ以上は聞きませんが。

教えていただきたいのは、海岸漂着物対策推

進事業基金というのは、これは前からあったんですかね。今どのぐらいあるんでしょうか。

○**福田財政課長** こちらが今回初めて措置されるものでございます。内容としては、要はレジャーごみとか、漁具とか、そういった海岸漂着物の発生抑制対策のために、新たに国のほうで基金という形で今回措置がなされたというものでございます。

○**鳥飼委員** 額は2月補正で出てるんだろうと思うんですけども、どれぐらいなんでしょうか。

○**福田財政課長** この海岸漂着物につきましては、2月追加補正には入っておりませんで、今回の6月補正で初めて措置をさせていただくというものでございます。この4ページの表の中に国庫支出金というのがございます。この表の中の国庫支出金の欄の中の丸が幾つかあるんですけども、その中の衛生費国庫補助金、この海岸漂着物地域対策推進事業補助金、これが基金への積立額ということで措置をさせていただいております。

○**鳥飼委員** これは、地方から基金化をしてくれとか、補助をしてくれとか、そういう要請とかは今までしておったんですかね。

○**福田財政課長** 詳細は把握しておらないんですけども、全国的に海岸漂着物が課題として上がっていたことを踏まえて、国のほうで措置されたものと考えております。

○**鳥飼委員** 財政課長が知らんというからね、勝手に国が付けてくれたんだろうと、財政課長が御存じないようですから、そういうことではないかなと思うんですが。

そこで、お手数かけて恐縮なんですけど、基金が20から25ぐらいあると思うんですが、これの24年度末の状況と25年度の歳出と25年度末での基金の状況というの、また後ほど資料でいただけ

るとありがたいです。

なぜこれをお願いするかといいますと、予算で、1年間の予算をつくっていくわけですけども、基金とか、地方でやりくりをする財政調整基金と違って、県なり財政運営が県民から見たときに非常にわかりにくい状況になってますよね。ですから、そういう資料をひとつお願いを申し上げたいと思います。

続けて、財産の処分のところでお尋ねしたいと思います。日南農林高校の跡地を処分をする、日南市に譲渡するという内容なんです。売り渡すということなんですけど、これは、平米当たり、済みません、計算しなくて、数式までつくったんですけど、平米当たり幾らで、この地域のあれと比較をすると、この地域が幾らぐらいでというのと比較すると、近隣の地価がどれぐらいかわかったら教えていただきたいと思います。

○**川島総務課長** 大変恐れ入ります。この平米単価及びその近隣の単価につきましては、今手元に数字がございませんので、また確認をしたいと思います。

なお、この処分価格につきましては、不動産鑑定評価をとっておりまして、それに基づく金額ということで処分価格としてとってございます。

○**鳥飼委員** 私が計算すればよかったですけども、済みません、計算してなくてですね。それで、日南市に企業誘致用地として売り渡すということなんですけど、この県外の社会福祉法人の社会福祉事業プラス農畜産をやったとしても、社会福祉事業の一環としてやられると思うんですが、これも、社会福祉事業も企業になるんですか、企業というふうな位置づけなんですか。



○川畠総務課長 今回、日南市からの説明によりますと、今回誘致する滋賀県の社会福祉法人につきましては、こちらのほうで農畜産、稲作とか、施設園芸、こういったもの、それからオリーブの栽培、加工等も実施すると、それから養鶏による採卵もやるということですが、こういったことは、障がい者の就労支援に結びつけていこうと考えているようです。

それから、太陽光発電につきましては、ソーラーパネルを設置をします。そしてあと、福祉事業としまして、訪問介護、デイサービス併設型のサービスつき高齢者向け住宅というのを整備するというごさいます。日南市の説明によりますと、119名ほどの雇用が見込まれるというふうに言っております。

そういうことで、非常に地域振興に役立つものとして、日南市のほうで誘致を進めておりますものから、私どもとしてもそれに協力するという形で、今回、日南市のほうに売り渡すこと等を考えてるところでございます。

○鳥飼委員 日南市の説明があつて、譲渡というか、処分をするということで、それは、滋賀県の社会福祉法人がどのような事業をしているのか、経営状況はどうかとか、そんな評価というのは県のほうではされたんでしょうか。

○川畠総務課長 私どものほうでは、滋賀県の社会福祉法人について、経営の状況とか、そういったところまでは踏み込んで審査していることはしておりません。日南市の報告によりますと、滋賀県のほうで彦根市のほうが本拠地、高齢者介護、就業者就労支援、保育園等の事業をやっている社会福祉法人ということでして、そちらのほうでも、先ほどのような農畜産業を就労者支援に生かしたような事業もやっていると聞いています。

○鳥飼委員 これまでの事例で、私がこういうふうにしてお聞きをするのは、県外の社会福祉法人がいいとか、悪いとかということの評価はわからないんですけども、それは一般の企業でも一緒かもしれないんですけども、撤退をするというような場合もあつたりして、日向のほうでも同じような事例があつて、県外の法人がいろいろとこうやってということで、今ごたごたまだやってるようなんですけども、そういう事例があるものから、社会福祉法人という名前だけで評価をしたらいけないんじゃないかなという思いがありまして、そういうふうなことをお聞きをしたわけでございます。ありがとうございました。

またございましたら後ほどお尋ねいたします。

○坂口委員 さっきの関連、海岸漂着物、多分これは、もう時間も随分なるけど、海岸3法が変わりましたよね。そして、海岸管理者がそれまでは海岸の保全環境だったのに、たしか利活用入れた3法が変わったときに、いろいろあつたのが、海岸の景観を美化に努めるという義務づけされたときの経費がなかったんですよ、国が見てる。多分その分が措置されるようになったんだと思うんですよ。法律が変わったことで、自治体が海岸のまずは保全、それから環境、環境が美化なんですけど、それから利活用ですね。その分だと思んですけど、これは1年こつきりなんですかね。額的に3,200万とかいったら、基金運用してから使っていくには、桁が1つ、2つ違うし、1年こつきりで終われば、またそういう環境の美化に努めていくとなるんだつたら、毎年必要な経費ですけど、それが基金になるというのは、支出のあり方がどんなんなつていくんかなと。

○福田財政課長 この海岸漂着物の基金でござ

いますが、現時点での国のスキームとしましては、今年度と来年度の2カ年で実施をするという制度になっております。したがって、今回6,700万余りを基金に積み立てをいたしまして、今年度は3,200万余りを使わせていただくと。残りについては来年度活用させていただくと。それからどうなるかということは、また追って国のほうから情報なりがあるものと考えております。

**○坂口委員** そしたら、またこれは法改正に伴っての財源がそれに確保されるようになったということじゃなくて、2年間のあれですね。需要額として毎年いただけるものじゃないわけですかね。なかったんですよ、この金が、海岸保全。台風後の清掃とか、ごみの焼却とか。だから、いっぱい宮崎の海岸もそういう問題を抱えたまんまボランティアに頼ったりとか、頼っても、焼却する財源がこれだけなかったりとか、その解決のための経費とはまた違うんですかね。

**○福田財政課長** 確認いたしましたから、また後ほどお答えさせていただきます。

**○坂口委員** 県土の責任になるから、わかっなければならない、もう確認いいです。

**○丸山委員** 議案第4号についてお伺いしたいと思います。退職金を条例に入っていないから、審議、諮問事項にするということなんですけども、他県では、またもしくは県内の市町村では、今の条例がどうなっていて、それに合わせる形にしようということなのか、もしくは今後、知事等が審議、諮問したいからあえて出したという意向なのか、どういうふうにとればいいのかというのを教えていただくといいですが。

**○武田人事課長** この特別報酬等審議会の中に退職手当が、ほかの県も含めて含まれてるかどうかということでございますけども、この条例

につきましては、各団体で設置するということにはなっておるんですけども、例えば退職手当を含んでる団体もあれば、本県のように従来から含めてないというところもございます。

それからあと、市町村については今手元にはデータはございませんけども、そういうことで、必ずしもこの条例の中に退職手当を入れなければならないということではなかったわけです。ただ、御存じのように、昨年度末から一般職員の退職手当が引き下げられるということで、かなりの額になります。

そういう中で、特別職についても、それを踏まえたあるべき姿を検討していくべきだということもありましたので、今回、本来ですと、従来のやり方でありますと、知事だけの判断ということもあつたんだと思いますけども、第三者としての客観的な立場での意見もいただきたいということで、この特別報酬等審議会を活用させていただくということで、今回条例改正をして、退職手当の支給基準についても加えたということでございます。

**○丸山委員** ということは、将来的には審議会のほうに諮問を出すという方向でいいということ改めて確認させていただきたいと思います。

**○武田人事課長** 今後でございますけども、今回改正された暁には、知事のほうから諮問をさせていただきますして、そしてこの審議会で議論をしていただくという予定にしております。

**○丸山委員** わかりました。知事がよく退職金とか、首長さんが退職金を選挙に出る前に半分にしますよとか、4分の1しますよって、あれはマニフェストじゃなくて、買収に近いんじゃないかと私は思ってるもんだから、ああいうやり方は非常に選挙民を愚弄するやり方かなと思ってます。ちゃんと審議会にかけて、正当な

退職金はいただいて別におかしくないというような意見を持ってるものですから、今回の審議、こういう条例をまた出されて、どういう審査、また答申が出されるかわかりませんが、そういう意見があったものですから、あえて質問させていただきました。

引き続き、議案第12号「財産の処分について」お伺いしたいんですが、この土地が多分日南農林ということでありまして、農地等もあつたんではないかなと思うんですが、それは、農地の面積はどれぐらい、農地とみなせる農地ですね。よく言うのは、みなし農地って——多分農地であれば、公共団体は余り買えないとかいうようなことも、実際高原町もそういう高原高校をどうしようというときに、農地を本当に公共団体が買えるのかというのあつたものから、その辺の確認をさせていただくとありがたいかなと思います。

○川島総務課長 農地につきましては、この面積、処分対象に含まれておりません。

○丸山委員 ということは、農地は公共団体は買えないということによろしいんでしょうか。

○川島総務課長 今回の取り扱いが、日南市から滋賀県の社会福祉法人に転売する形になりますので、農地法上、県から日南市への農地部分の売却ができないというふうになっております。

○丸山委員 市は転売する予定ですので、減額はしてないが、公共団体に財産処分するには、よく2割か3割減額することがありますよね、そのとき、この取り扱いはどうなってるんでしょうか。

○川島総務課長 通常、日南市が直接、例えば防災施設とか、そういうものを整備する場合には、財産に関する条例に基づきまして3割の減額を行っておりますが、今回の場合には、企業

誘致ということで、日南市が滋賀県の法人のほうに転売する形になりますので、その減額の適用は行っておりません。

それから、先ほどの農地につきましては、申し上げたとおり、日南市のほうへの売却は農地法上できないことになっております。しかしながら、今後、滋賀県の社会福祉法人のほうから、その農地についても売却の意向が示されたときには、一体のものとなりますし、事業推進上必要というふうなことで申請がありましたときには、その方向でまた検討をする必要があろうかと思っております。

○丸山委員 ちなみに農地は、残りどれぐらいあるというふうに見ればいいんでしょうか。

○川島総務課長 田になりますけれども、約2.9ヘクタール、2万9,000平方メートルということでございます。

○丸山委員 確認をさせて、公共団体は農地は買えないということによろしいんですね。

○川島総務課長 済みません、私、農地法を余り詳しくないともございますが、今回の件につきましては、少なくとも日南市が取得した土地を転売するという形になるものから、そういう点において農地法上認められないというふうに聞いております。

○丸山委員 わかりました。これは、また聞いてみます。あと、議案第14号についてお伺いいたします。

人事委員会のほうからもこの意見というのがついていまして、今回の国の要請に伴い、地方公共団体の根幹にかかわるものだと考えられますということがあって、国からの要請を受け、地方交付税が相当額削減する中、県民サービスの低下を招くこと許されない観点からというのがあって、そのかわり、職員の意識が下がるん

じゃないかと非常に心配してますというの含めて書いてあるんですけども、県職員の意識が非常に心配なんですけども、その辺はどうなると、下がったらいけないんですが、下がらないようにするためにどういうふうにしていこうというふうに考えているのかをお伺いしたいと思いません。

**○武田人事課長** 確かに委員御指摘のとおり、今回の給与カットというのは、ある意味、国からそういう要請がございまして、地方公共団体としても非常に今まで努力をしてきた部分、それにあわせて評価が十分なされてなかったということでは、非常に地方公共団体も苦渋の選択をせざるを得なかったという部分もありますし、また、その地方公共団体で働く職員自身も、なかなか納得できない部分もあったのではないかとこのふうには思いますけども、ただ、財政上の問題もありまして、こういう形で引き下げを行うということとさせていただきます。

今後、職員の士気という観点では、なかなか例えば新たに給与とか、処遇とか、そういう形での具体的な対策というのはできませんけども、例えば職場におけるいろいろな仕事をしやすい環境づくりとか、それから今特に若い職員について言いますと、ライフ・ワーク・バランスということで、家庭と仕事の両立という観点で非常に価値観というものも多様化してまいりますので、そういうところを十分職員の意向を聞きながら、所属のほうでいろんな対応をしていただくというふうになろうかと思えます。

**○丸山委員** 士気を下げないようにやりたいけども——そういう本来は職場内の風通しをよくするとすると、いろいろ交流も図りたいと思うけども、飲みに行きたいと思うけど、飲みに行くお金すらなくなってしまってるんじゃないか

と非常に心配してしまっていて、飲みニケーションという場でいろんな意見を出すことによって、メンタルヘルスの解消になったりとか、いろんな解消があるというものだったのではないのかなと思っております。仮にこういう減額がなった後にメンタルヘルスの職員がふえたとか、そういうのないようにぜひ努めていただきたいと思います。

あとは、このことによって地域経済に及ぼす影響非常に大きいだろうなというふうに思ってますので、その辺を今後どう対応していくんだろうなということが、なかなか非常に厳しい問題では、経済に与える影響大きいんじゃないのかなと思ってますけども、県としてはどういふふうに変更して、本会でありましたかもしれませんが、この場でも改めて聞かせていただきたいというふうに思っております。

**○武田人事課長** この地域のそういう景気に対応するということでは、本会議場で知事のほうも答弁をさせていただいたと思えますけども、当然今年度のいろんな各種事業措置されております。それからあと、昨年度末からの景気対策とか、そういうものを積極的にやっていながら、少しでも景気に対する影響というのを抑制する方向で努力していきたいというふうに考えております。

**○鳥飼委員** 関連してお尋ねしたいと思えます。財政課長にお尋ねしますが、交付税法の中で、国税5税の一定割合を交付税に算入をするという条文がありますけども、これに不足をする場合は税率変更をしなくちゃならないというのがあるんですが、あれ何条でしたかね。どんなふう書いてありますか、あそこ。

**○福田財政課長** 法定率につきましては第6条に書かれております。これで足りないときに、

法定率を引き上げるべきだという条文は、たしか6条の3に規定されていたかと思います。

○鳥飼委員 交付税率について6条と、そして不足する場合は6条の3項に書いてあるということですけども、これは、しなくてはならない、することができる、どんな内容になってますか。例えばそういうのは政府を、政府といいますか、を拘束をする内容になってるのか、それは任意で、せんでもいいですよとなってる、どんなふうな条件なんでしょうか。

○福田財政課長 正確に条文は覚えてはいませんが、たしか3つほどありまして、1つが法定率の引き上げ、それか行政的対応、それか財政的対応、この3つのうちのいずれかによって対応すべきというふうにされております。

今も既に国税5税だけでは足りませんので、そういう意味で財政的対応ということで、特例加算であるとか、今回の給与カットにつきましては、行政的対応ということで、基準財政需要額を落とすことで今回の削減がなされているものと考えております。

○鳥飼委員 そうしますと、5税、需要額といいますか、ですから、地方財政計画を立てますよね。これ12月ごろですかね。交付税額がこれだけの算定の見込みだと。そうすると、幾ら不足をするということになって、行政上の対応ということで特例加算をしてるということなんですか。

○福田財政課長 特例加算は財政上の対応ということになるのかなど。行政上の対応という意味では、要は需要のほうを調整するというところで、例えば今回行われました給与費の削減、これは行政上の対応ということになるかと思っております。いずれにしても、原則は法定率の引き上げで対応すべきかと考えております。

○鳥飼委員 ですから、交付税率をいじらなくちゃならない、これが原則だと思うんですね。それを交付税の入りのところ、地方財政計画の中での需要額を減らす、何といいますか、汚い手法ですよ。これで需要額が減ると。ですから、収入額があつて、結果的に交付税を減額をしてもいいんだという理屈が通るとするならば、地方は財政といいますか、地方自治体を経営していくことはできなくなってくるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○福田財政課長 御指摘のとおり、国税5税でまずは対応すべきと。それが足りない場合には、まずは原則は法定率の引き上げということでの対応がなされるべきと私も考えております。知事会もそのように考えておられて、法定率の引き上げということについては、昔から粘り強く要望をしてきておるところでございます。ただ、なかなか国のほうでも財源のやりくりがつかないということで、現在講じられておりますのが特例加算という形で、法定率の引き上げはできないけれども、臨時的に財政的な対応ということで特例加算が行われておるとというのが現状でございます。

ただ、しかしながら、この特例加算についても、今国のほうで経済財政諮問会議というものが開かれておられて、ここが骨太の方針というものを先日出しました。この中で、特例加算についても見直しをすべきじゃないかといった趣旨のことが書かれておりますので、この点については、強く特例加算はせめて維持すべきだと。本来であれば、法定率の引き上げによって対応すべきだということは、引き続き粘り強く要望をしていきたいと考えております。

○鳥飼委員 総務部長、苦渋の決断をということで、人事委員会が人事委員会委員長名で地方

自治の根幹にかかわりますと。国がこういうことをやるのはですね。そういうようなことが書いてありまして、しかしながらというのは、今後簡単に認めてもらっては困りますねということなんですけども、当局においても苦渋の決断をされたものと思いますと書いてありますけども。例えば苦渋の決断をされたんだらうと思いますけども、どういうものがありますか。

**○四本総務部長** 一つは、もちろんそもそもこの給与カットをしなければいけない理由というのが、国において、いわば一方的に地方交付税の削減ということで、その結果、県の財政がそれだけ歳入が少なくなって、それで結局やらなければいけなくなったということが一つ。

それから、先ほど委員からもお話がありましたように、そのことによって職員がカットを受けるわけですから、これは極力地域経済とかの影響がないようにしないとイケませんが、しかし、そうはいつても、何らかの影響は、これはどうしても避けられないと思っておりますし、職員個人個人に対しても大変厳しい話でありますので、その点でもまさに苦渋の決断ということになります。

**○鳥飼委員** そこで、お尋ねしたいのは、人事課長にお尋ねしますが、先ほどこの9ページで、一般職員の5.9%、役職加算なし4.4%というふうにあるんですが、一般職員の35歳の月収といいますか、それが幾らぐらいになるのか。そして、それから役職加算の推定5.9%のところ、これは45歳ぐらいのところは月収幾らで、どれだけカットをされるのかお示しいただきたい。

**○武田人事課長** まず、カットの額でございますけども、一般職員のうちの5.9%減額のところでございますが、平均して月約2万円の減額ということになります。それから、一般職員の役

職加算なしでございます、4.4%のところでございますが、月収で約1万円の減という状況でございます。

**○鳥飼委員** 2万円の人というのは大体年齢がどれぐらいで、それから1万円の人というのは年齢どれぐらいで、月収幾らぐらいなんですか。例えば月収35万で2万円とか、いろいろあると思うんですけども、具体的にどれだけ減額をされるのかお示しいただきたいと思います。

**○武田人事課長** 手元資料確認しますので、時間いただけますか。

**○鳥飼委員** それでは、その間、今回の減額で総額、財政課長にお聞きしますが、総額が幾らぐらいになるのか。1万7,000人ですけどね、なるのかということ。財政課長のところではわかりませんか。

**○福田財政課長** 30億になります。

**○鳥飼委員** 30億ということなんですけども、宮崎県の県庁職員の給料を参考にして給与を決めている事業所と申しますか、事業所に働く人たちの額、人数の把握というのはしてありますか。

県職員の給与を参考しているところというのは、例えば市郡医師会で働く看護師さんとか、職員とか、JAの本体で働く職員の皆さんとかおられると思うんですね、推定するだけでも。そういう人たちがどれぐらいおられるのか。それ以外の純粋に民間の人たちというのはどれぐらいおられるのかというのを推定をしているかどうかですね。そのことで、それに準拠をしていくということになった場合に、宮崎県の経済に与える影響をどれぐらいだというふうに見込んでおられるのかということなんです。

**○武田人事課長** 今の御質問ですけども、県内経済への影響と申しますか、どの程度の県以外

の職員の方で、今回の給与の減額に影響があるかということでございますけども、県の立場としましては、今回、県の職員については給与の減額ということで対応いたしましたけども、それぞれ関係する団体とか、県内の民間の企業の方々も含めて、それはそれぞれの判断でお願いしている部分もありますので、必ずしも今回の影響が全てといたしますか、民間に影響するかというと、そこは何とも言えない部分ではございます。

したがって、先ほど影響がありましたけども、今回の給与カットで、全体で県としては30億ぐらいの減額影響がございますので、それに伴いまして大体経済、その30億が減ったと、支出が減ったということを前提に統計調査課のほうの産業連関等で計算してみますと、大体34億ぐらいの影響が、県内の経済で影響が出てくるかなというふうには試算しておりますけども、それプラスアルファの部分というのは今回の試算ではやっておりません。

それと、あわせて先ほど鳥飼委員からございました、例えば5.9%の職員でございますが、年齢から言いますと大体30代から40代の年齢ということで、月収が30万から35万円程度、それから4.4%の一番若い職員でございますが、おおむね30代前ということで、20代になると思いますが、月収で大体20万から25万ということで、この5.9%のところは大体それから約2万円の減、4.4%の減額率の職員のところは大体そこから1万円減というような状況でございます。

○鳥飼委員 比率とすれば大きいですよ。市町村課長にお尋ねしますけども、今市町村でも同種の賃金の切り下げというのが行われて、まだ結論の出ないところもあるわけなんですけど、もし仮にこれが要請どおり実施をされるとする

ならばということで、どちらでもいいんですけども、市町村側として推計をした部分があれば、どれぐらいの影響になるかというのを教えてください。

○甲斐総務部参事兼市町村課長 県内26市町村の動向でございます。まず、これを先に説明させていただきます。

もともと26市町村のうち3村、3つの村は100を下回っておりまして、今回検討をしております。残り23自治体のうち20自治体は、6月中に何らかの結論といたしますか、削減をやる見込みでございます。これは、会期中の議決、あるいは臨時議会等、最後の最後に行くというところもあるようです。残り3自治体が既に議会が閉会しておりまして、動きがございません。

という状況の中で、26市町村の基本的に基準財政需要額で単位費用のほうは絞り込まれておりまして、これによりまして、県内26市町村のこの給与費に係る削減額がおおむね約30億円半ばでございます。約30億円、31億円弱といたしますか。これは、完全実施をしたといたしますか、基準財政需要額で絞り込まれておりますので、そういう影響額を見込んでおります。

○鳥飼委員 それで、そうしますと60億から90億ぐらいと書いていいわけですかね、県内の影響額というのは。

○武田人事課長 今市町村課長のほうから答弁のありました、市町村での30億という額につきましては、これは国どおりに7.8%全ての団体が減額した場合ということが前提でございますので、今各市町村において、それぞれ職員団体との交渉をやったり、もしくは団体によってはラスパイレス指数が低いということで、もう今回は見送る団体もございますので、それがそのまま30億ということではなかろうかと、ないので

はないかというふうには考えております。

○坂口委員 関連ですけど、まず、その交渉で組合の同意はとれたんですか。

○武田人事課長 これにつきましては、組合のほうとの合意の上での妥結結果ということでございます。

○坂口委員 そうすると、財政課長、さっきの続きだけど、5税の配分率の問題ですよ。これまでの経過説明してもらわんと。大体おおむね30%超の取り分として、それぞれ微妙に違うんですけど、過去何度も上げてきてますよね。第1の1項に従ってきて、その限界に来てると思うんです。高いものは恐らく32%ぐらいが地方の取り分に、29%ぐらいから見直してきて、どれだったかわからんですけど、たしかたばこ税が一番低くて29%ぐらいかな、高いのが所得税かなんかの31.5ぐらい。

言われるように、制度自体が問題、あと財政的な対応と行政的な取り組みということですけど、まず交付税の特会がなくなった。それから、特例加算が来た。そして、今度はそれに上積みして緊急的な逃げ込み策としての別枠加算ですよ。今度言われたように、問題は、骨太方針に従って、今度出てくる中期の財政計画だと思うんです。そこんところに入り込ませたらおしまいだと思うんですよ。

というのが、まず1つ目は、先ほどの人事委員会からの意見書というんですか、意見というんですかね、これなんですけど、さっき組合のは聞いた、その前に1つには、地域経済に影響を与えるから、そんなことよしてくれなんて、前は飲食組合から1度何かで要請が上がってきたことがあるような気がするんです。あれ何のとき、官官接待かなんかのときやったですかね。あのとき、何か要請が上がったと思うんで

す。ニシタチとか、旅館組合とか。今回はそういったものというのは来てないんですか。民間からの地域経済への配慮をしろというのは。前のはこだわらなくていいですよ。確かに要請が幾つか上がってきて、僕らは委員会で要請を受けたことがあったんですけど、今回は、それだけ深刻な影響を与えらなれば、それに対しての民間からの一考を要することを求めるような要請というのはなかったんですか。

○武田人事課長 正式な申し入れと申しますか、文書等による申し入れというのは今のところは来ておりません。

○坂口委員 それがなかったんなら仕方ないけれども、その対応の努力を怠られたとなると問題だからですね。さっき言われたように、その5税の税率、地方の取り分の率を上げるというのは限界に来てる。その中で財源不足というのは、これは回復できる見込みというのはなかなか難しいというか、かなり絶望に近いと思うんです。だから、仕組みそのものを変えないといけないんでしょうけれども、今回の骨太の中で言われているような努力目標というか、今度は地方の努力とか、成果というのが、交付税の算定率に影響しますよというようなことを諮問会議もおわせてるですよ。閣議もおわせてる。

その中で、さっきの説明の中で、今回の単位数を下げたことによる需要額が下がったことで、それに行政的な対応をしていくから、もういたし方ないんだということですよ。ただ、それで時限を3月いっぱい切っておられますよね。そのときに、その見直しがなければ、もとに戻元するとなると、またその他の行政サービスに影響を及ぼさざるを得ない、やりくりをせざるを得ないと思うんですけど、そこんところの見通しというのはあるんですかね。需要額を



またもとに戻せるというのが。

この委員会は、これは時間を限定したものでからやむを得ないんだ、言いかえると、この次はもうだめですよ。時間延長は、これは問題ですよということを言ってるんですよ。だから、来年度予算からは、またそういった費用単位の単価の見直しで、何してもいいんですけども、今回のまた復元できるゆとりというのは需要額の中に出てくるのかどうか。

**○福田財政課長** 御指摘のとおり、今回、需要額が落とされております。これは、今のところ国のほうは3月までの措置だというふうに言っておりますので、それが戻るとしたら——その前に、まず今回、需要額が落ちることで収入のほう、交付税の財源として別枠加算分が減っておるという事実がございます。仮にこれが来年度復元すると、もとに戻るということであれば、例えば別枠加算の分がもとに戻るといふか、ふえると、今年度と比べて、といったことが考えられるのかなと思っております。

ただ、そういったところを現在、諮問会議、骨太、中期財政計画、そういったところで、財務省が牽制をしてきておるという状況ですので、これはしっかりと効果的に国に対して地方の声といいますか、そういう地方の要望というものをしっかりと上げていく必要があると考えております。

**○坂口委員** 問題はそこのところだと思うんですけども、方針の中で、今後、財政、プライマリーバランスを2020をセットして、そのチェックポイントとして2015年、それに対10年の半分というわけでしょう、赤字。そこに確実にチェックポイントに進んでいくわけですけど、その手法として、地方財政も例外にしないぞと。国と一緒にやるぞということを1つ言ってますよね。

社会保障まで手をつけざるを得んと言ってる中で、本当にそれ、来年度からまた復元させると大変なことだと思うんですよ。だから、そのためには、全国知事会がどうやっていくか。特に、その中で言われてるような、財政がきつところに、余計きつい今度は交付税の算定ルールをつくりそうな気配なんですよ。地域経済の効果を見るなんていうのとかと。そこをどう取り組んでいくか。

そうすると、47都道府県の中で、今の方向を、諮問会議の方向を歓迎する自治体というのもある。3分の1か、あるいはそれに近いものがあると思うんですね。どちらに転ぼうと、交付税総額がふえれば我々はいよいよとか、交付税総額が減らなければいいよというところが3分の1ぐらいある。あとは、交付税総額をふやして、しかも、交付税の算定の考え方を、少ないところに手厚い補正をやっていくんだとか、率を設定させるんだという、そういうことをやんなきゃやっていけないという自治体と、今度は3つ分かれると思うんですね。だから、総額どりと我が家どり、この2つの戦略を知事会で立てていくということが必要だと思うんです。

それに功をなしたのが、本会議でも言いましたけど、この前の元気交付金で、あれ0.875なんてとったというのは、これはすごい宮崎のお手柄だと思うんですよ。そのときみたいな手法を戦略的に考えて、昔あった、今はそういうのがあるんかどうかわからんですけど、財政窮乏県何とか連絡協議会とか何とか、そこらでしっかり理論武装をしてって、この骨太方針というのは本来の地方交付税の本旨に本当に忠実ですかというようなところの、そこんところからやっていかないと、今の流れは怖いと思うんです。

政府は、とにかく国際公約だけ。前の政権が

約束したことを今度の政権も守るんだと、これは世界に対して約束したことだ。日本は心配ないよって。幾らインフレに向かおうと、どうなっていこうと、国債は信頼できますよということをかち取らないと、どうしようもないところまで追い込まれてると思うんです。だから、よほど腹を据えてやっていかないと、委員会はこれを文書として出した以上は、これ3月31日で終わりですから、次から復元させなきゃいけないんですから、そこんところをぜひ決意を聞かせてください。

**○福田財政課長** おっしゃるとおり、交付税の要望に関しては2つの観点があるのかなと思っております。一つが、マクロ的な観点。要は全体として交付税の総額を確保すると。これは、全国知事会通して、ほぼほとんどの団体が共通する要望ですので、これは全国知事会を通してしっかりとやっていきたいと思えます。

もう一つ、こちらがより重要だという御指摘だと思うんですけれども、ミクロ的な観点の対応。要は算定方法、ここに力を入れて要望しないといけないと思っております。例えば本県のような状況を見ますと、例えば農業産出額であるとか、高齢者人口比率であるとか、あるいは出生率であるとか、そういったところを指標に入れていただくような、それを効果的にやるためには、同じような状況の都道府県、これが連携をして要望をしていくというやり方についても、改めてどういうやり方があるのか考えながら要望をしていきたいと思っております。

**○坂口委員** ぜひそこを頑張ってください、でないと、今度のははっきりした対策の仕方というのはわからんのですけれども、とにかく産業振興とかに、それなりの政策をやって、施策をやって、その効果を見ながら交付税

算定の、あれにはめり張りの観点からというような表現になってたんですけど、だから、効率の悪い産業、いわば1次産業とか、経営基盤の脆弱な中小企業、零細企業、そこから成果が出ないときは、次から産業振興のための交付税というのは考えるぞというような、背に腹はかえられんところまで突っ込んだ分は取り返して、国に返せよというような、税で、そんなともとれそうな諮問会議なりの表記の仕方なんですね。

だから、ぜひそこは頑張ってください、そうじゃなかったやろうって。全国くまなく一律の保障をしてくれるのが、必要な財源の保障をしてくれるのが、交付税の本来のあるべき姿だろうということを徹底して主張していくべきで、減らされる総額の中から、もらうべきものはしっかりもらってくるというのをぜひ知恵を出していただきたいと。これは要望で終わります。

**○渡辺副委員長** 同じテーマについてですが、今まで御意見、先輩方の御意見と基本線同じとこなんです、観点を変えて、わかりやすく議論をする上で、例えば予算額というのを1つの行政サービスの充実度を示す指数だと仮に考えてみたときに、昨年度末の大型の補正と今年度の予算で、宮崎県は国から、前年度の予算との比較でも結構ですが、プラスどのぐらいの額、県民のために使えるお金を国から本年度新規にとれるようになったのかというふうに見たら、それは幾らとなりますか。雑駁な議論になりますから、大くくりな話で結構なんです。

**○福田財政課長** いろんな数字の捉え方があるかと思えます。済みません、今私が覚えている数字で申し上げますと、例えば公共事業なんかで言いますと、これが適切かどうかわからないのですけれども、前年度の当初予算額と本年度の当初予算額、今年度の当初予算額に今回の緊急

経済対策の追加補正分加えますと、対前年比で4割ふえてるという状況がありますので、公共事業に限って言えばですけども、この指標で言うと1.4倍になってるということでございます。

**○渡辺副委員長** その1.4倍を数字に直すと大体幾らになりますか。

**○福田財政課長** 概数ですけども、1,300億になります。

**○渡辺副委員長** 1,300億ということでしたが、それでは、先ほど給与削減をする額は30億というお話がありました。この人事委員会からの意見書の中にもあるんですけど、地方交付税が相当額減額される中でというふうにありますけれども、ここで減額される数字というのは幾らだというふうに我々県民は認識したらいいんですか。国の要請に基づいて、要請した後の国の行動として、相当額減額をするという交付税は幾らだというふうに考えたらいいんですか。

**○福田財政課長** 対前年度比で、これ予算ベースといいますのも、交付税の決定というのは夏に行われますので、あくまで予算ベースになりますが、対前年比で46億円程度の地方交付税等が減っておるということでございます。

**○渡辺副委員長** どっちにしてもすごく大きな雑駁な議論をしますけれども、さっき言いましたように、もし予算額を、その数字が県民に示せるというか、行える行政サービスの一つの数字の単位だと考えれば、1,300億のプラスがあって、そこに対して国から削ると言ってるのが46億ということですよ。そう考えると、どっちみちこの1年の中だけで収支を見たらプラスにあるんですよ。

そう考えると、私この、総務部に人事委員会のこと言ってもあれですが、県民サービスの低

下を招くことは許されないというふうに書いてありますけれども、仮にその予算額を1つの数値だと見て考えたら、決してその分、その削減を行わなくても、県民に提供できるサービスの総量というか、それは決してマイナスではないということなわけですよ。

今いろいろずっと問題点が、これからの、先ほど坂口委員からもあったように、これからへの影響であったりとかずっと出てますように、県内経済への影響というのを考えれば、果たしてこれをしないことがそれほど、例えば景気とか、地域または職員の皆さんの士気であったりとか、生活設計に及ぼす影響、そこの部分と県民に対してのサービス低下を招くというのを比較して比べたときに、国から要請されたからやらなければならないのか、あえて地域への経済を守ったり、県民の皆さんへのサービス低下も一定程度に抑えられるというふうに判断すれば、あえてそこを行わないという選択も県にはあるのではないかという気もするんですけども、そこについては部長にお伺いしたほうがいいかもしれませんが、そこはいかがでしょうか。

**○四本総務部長** 県の予算全体のその数字という意味では、今おっしゃるようなことのような考え方もあるかとは思いますが、例えば公共事業予算として国から来ております予算というのは、これはあくまでその公共事業として使われるべきものでありまして、それが非常に大きくふえているから、職員の給与はもうそれで削減しなくていいんだというのは、なかなか財政秩序的な問題もあろうかと思えますし、また、ある意味で県民の理解がまた得られないのではないかとこのように思っております。

全国的な状況を見ましても、東京都とかも、交付税が余り関係ないところは別といたしまし

て、都道府県レベルでは少なくとも大方のところは交付税が削減されたということで、給与の削減を行っておりますということで御理解をいただきたいと思っております。

**○渡辺副委員長** もちろん私もすごく雑駁な議論をしてるということは自分でもわかってる上で聞いてるんですが、最大の問題は、国がこのやり方がある意味、押しつけてきてるところが最大の問題だと思っております。今度は一応今年度末までということでの話ですけれども、今回は東日本大震災も起因してるわけですが、その他特別な事情が国にあるときに、国が方針を決めて、ある意味それを守れと。要するに、今回と同じ手法で、同じやり方で、国から都道府県なり、市町村含めてですが、地方にこういう手法でのアプローチがあった場合には、いわば今回のことが前例となって、毎回そのやり方にある種従わざるを得ないという立場に、都道府県の立場というのはあるのかどうかというのはいかがでしょうか。

**○四本総務部長** 今回のようなやり方は、もう二度とやっていただきたくないという意味で、今後、国に対して交付税の額の問題を初め、要望を強く行っていかなければいけないというふうに思っております。

**○渡辺副委員長** ぜひそういう形で国とも話をいただきたい。十分おわかりで、やってらっしゃることだと思いますが、そう思います。この問題は、いろいろ話をしたんですが、東京ではほとんど話題になってないとか、一部専門のかかわるような方々のところは別にして、全然話題になってないわけですね。大都市部への地方経済に対しての影響というのはほとんどないけれども、地方に行けば行くほど影響が大きいという課題だろうというふうに思います。

ですので、余計な発言かもしれませんが、私の所属する会派の中では、この議案に対して反対の可能性も高いというところで会派内の議論も進んでおりますので、また機会あるところで一回議論をさせていただきたいというふうに思います。

**○川島総務課長** 先ほど財産の処分のことにつきまして、鳥飼委員から土地の平米単価の御質問がございましたのでお答えいたします。

不動産鑑定を行っておりますので、不動産鑑定評価書を先ほど確認をいたしました。幾つかの地目がございまして、宅地ですと平米当たり6,570円という単価になっております。近隣の取引事例としましては、宅地で平米2万1,100円という事例がございまして、学校の評価ということになりますので、評価の手法があるようございまして、単純にこの取引事例を持ってきてるものではないということでございました。

**○内村委員長** よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** では次に、報告に関する説明を求めます。

**○鶴田税務課長** 「総務政策常任委員会資料」の11ページをお願いいたします。「損害賠償額を定めたことについて」、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

この事案につきましては、都城県税・総務事務所の職員が、報告書に記載しております、相手方が所有する自動車に対しまして差し押さえを実施し、その後、1月31日に差し押さえの解除を行う際、ハンドルにつけておりました封印のテープを剥がすときに、過ってハンドルの合成皮表面の一部も一緒に剥がしまして破損させてしまったことから、3月28日専決により2

万6,250円を損害賠償したものでございます。

なお、この事案を受けまして、各県税・総務事務所に対しましては、差し押さえの際に封印を行う必要がある場合は、対象物件の状況に十分注意するよう注意喚起を行ったところでございます。

報告は以上でございます。

**○川畠総務課長** 総務課でございます。

引き続き委員会資料の次の12ページをごらんいただきたいと思っております。「平成24年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」のうち、総務課分につきまして御報告いたします。

表の1段目、事業名のところ、「防災拠点庁舎整備調査等事業」であります。1,016万4,000円の繰り越しとなっております。これは、有識者等によります防災拠点施設整備調査検討委員会を本年も継続することになったことに伴いまして、コンサルタントへ委託しております調査につきましても、本年度も継続して実施することとなりまして繰り越しとなったものでございます。

次に、2段目の「県有施設災害復旧事業」でございます。2,274万9,000円の繰り越しとなっております。これは、総合農業試験場亜熱帯作物支場の、豪雨によりり面が崩壊しました圃場等及びひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場の落雷により全焼いたしましたキャビン1棟、これらの災害復旧工事につきまして、工法の検討等に日時を要したことにより繰り越しとなったものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** 続きまして、危機管理課ですけれども、同様の12ページの表の上から3つ目になりますが、事業名「宮崎

県地震防災戦略策定事業」の3,181万5,000円です。

これは、地震・津波による被害想定、さらには減災計画の見直しを目的とした事業として、内閣府が検討する南海トラフ巨大地震とその被害想定をベースにしておりますが、実は昨年度、内閣府の想定作業が大幅におくれましたことや、「津波防災地域づくりに関する法律」の制定によりまして、当初予定していなかった国土交通省との調整に日時を要したことから、事業が24年度内に完了することが困難となりまして繰り越しを行ったものでございます。

以上でございます。

**○厚山消防保安課長** 続きまして、消防保安課関係でございます。

同様に表の上から4番目の事業「総合情報ネットワーク設備更新事業」の1,798万9,000円です。

これは、防災行政無線速日峰中継局周辺の地すべりの兆候が見られるため地質調査を行うもので、調査方法の検討等に日時を要したため、年度内に完了することが困難となり繰り越しとなったものでございます。

次に、その下の事業「新総合防災情報ネットワーク整備事業」の1億5,945万2,000円です。

これは、災害時、市町村等から入力した災害情報と河川や道路情報等が同一地図上で表示され、防災関係機関でも同一画面が見られるとともに、災害情報が、県庁ホームページやメディアを通して県民に提供されるシステムを構築するものであります。

国の緊急経済対策の実施に伴い、平成24年度2月議会において御承認いただきましたが、工期が不足することにより全額繰り越しとなった

ものでございます。

消防保安課関係は以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

ただいまの報告事項についての質疑はありませんか。

○井本委員 4番目のやつ、速日峰は北方の速日峰なの。

○厚山消防保安課長 北方町にあります速日峰中継局になります。

○井本委員 どんなことをやってるんですか。

○厚山消防保安課長 防災行政無線の中継局が設置してあります。国有林をお借りしまして設置しております。県内15カ所、行政防災無線の基地局として局舎と鉄塔をそこに県が設置しておりますけれども、その周辺の地すべりの兆候が見られるということでの調査を行うものでございます。

○内村委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○川島総務課長 総務課でございます。

「総務政策常任委員会資料」の13ページをお開きいただきたいと思います。防災拠点庁舎整備の検討状況について御説明をいたします。

このことにつきましては、1にございますように、東日本大震災の発生を受けまして、議会からの御意見等をお伺いしながら、有識者等によります調査検討委員会において検討を進めております。

これまでの調査によりまして、14ページのほうの別紙1、横書きになりますけれども、こちらにありますような、「新たな防災拠点庁舎の必要性」をこれまで整理をしてきたところでございます。説明は省略をさせていただきます。

恐れ入りますが、また13ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

13ページの中ほど、2の(2)②にありますように、ことしの2月に公表されました「県の新たな浸水想定」では、県庁域は浸水しないという結果でございました。

その結果を踏まえまして、去る5月29日に第5回目の検討委員会を開催し、3の(2)にありますように、コンサルタントからの報告を受けまして、具体的な整備場所や施設規模等について検討を行ったところでございます。

お手元には、別冊1といたしまして検討委員会資料を配付しておりますけれども、ここでは委員会資料の15、16ページの別紙2で、第2回検討委員会の概要を御説明させていただきたいと思っております。

では、15ページをごらんいただきたいと思います。まず、大きなIの「調査検討委員会資料の概要」、その中の1、「防災拠点庁舎の整備場所の検討」では、県庁域は、津波浸水が及ばないことや、主要な行政機関が集積し、最も連携が図りやすいことなどから、整備場所は県庁域とすることが適切であり、外来者第一駐車場に絞り検討を行うとしております。

次に、2の「現状の課題と整備の方向性」では、(1)で耐震性や狭隘化、分散化などの「現在の庁舎の課題」や、(2)では、それらの課題を踏まえ「防災拠点庁舎の整備の方向性」を整理しております。

特に下のほう、(3)の「防災拠点庁舎において確保すべきスペース」では、大規模災害時に災害応急対策業務等を効果的に進めるために、災害対策本部や総合対策部、自衛隊等の関係機関活動諸室等のスペースに加えて、部局対策室のスペース約1,000名分を確保する必要があります。

るとしております。

とりわけ、避難・誘導、救助・救急、医療活動等の人命に直結する業務を担当する福祉保健対策室、県土整備対策室は、大規模災害発生後直ちに災害応急対策業務に移行できるようにしておかなければならないことから、通常時から防災拠点庁舎に入居しておく必要があるとしております。

次に、16ページの3をごらんいただきたいと思えます。「防災拠点庁舎の整備パターンの検討・評価」では、ごらんの①から⑤までの5つの案を検討いたしまして、「防災拠点庁舎の整備の方向性」に基づきます評価の視点によりまして総合評価を行っております。

その結果、4の「整備パターンの選定」ということですが、最も高い評価となりました、③の約2万平米の規模の防災拠点庁舎を整備することが望ましいと考えられるとしております。

選定理由といたしましては、通常の1.5倍の耐震性能やプレスルームの設置等に加えまして、防災拠点庁舎を早期に整備可能であり、将来的に庁舎の分散化を解消することが可能であること、また、災害応急対策活動の中核を担う危機管理局や福祉保健部、県土整備部が入居可能であり、非常用インフラの設備やヘリポート、一時避難場所等の必要な機能が確保可能であるとしております。

以上が、検討委員会の概要でございます。

これに対しまして、委員からの主な意見としましては、16ページ下のほう、IIにありますように、代替駐車場はどう確保するのかとか、災害時にはボランティアも来るので、屋外のスペースも必要となるのではないかなどの種々御意見がありました。検討委員会としましては、

2万平米の案の方向で今後詰めていくこととなったところでございます。

なお、今後のスケジュールといたしましては、10月をめどに検討委員会を数回開催いたしまして、今後、県としての整備案を取りまとめていきたいと考えているところでございます。

説明は以上であります。

○平原行政経営課長 平成24年度における行財政改革の取り組み状況について御説明をいたします。

詳細な資料は、別冊2をお配りをしておりますが、ここでは、概要について「総務政策常任委員会資料」のほうで御説明をさせていただきます。

資料の17ページをお願いいたします。本県の行財政改革につきましては、平成23年6月に策定をいたしました「みやぎき行財政改革プラン」に基づきまして、23年度から4年間を推進期間として取り組んでおります。

この行革プランでは、「効果的・効率的な行政基盤の確立」など、記載の3つの視点で取り組んでおりまして、今回の取り組み状況もこの3つの視点ごとに取りまとめております。

まず初めに、1の「効果的・効率的な行政基盤の確立」についてですが、(1)の「効率的で質の高い行政基盤の整備」につきましては、まず、①のとおり、フードビジネスの総合的な推進など、記載のような観点から、組織体制の見直しを実施いたしました。

また、②のとおり、本庁版、各地域版、県外事務所版のBCPを策定いたしました。

また、③の定員管理につきましては、スクラップ・アンド・ビルドの観点から見直しを行いまして、知事部局等の25年4月1日現在の職員数は3,804人となりました。先ほどの組織体制の強

化に伴う増員等によりまして、前年度よりは9名増加をいたしております。

また、④のとおり、風通しのよい職場づくりやメンタルヘルス対策にも取り組んだところでございます。

次に、(2)の公正で透明性の高い県政運営につきましましては、18ページにかけまして、①②のコンプライアンスの取り組みや③の公共事業における入札・契約制度の適正な運用などに努めたところでございます。

次に、18ページの(3)の適正で成果重視の県政運営でございますが、まず、①のとおり、県総合計画に基づく取り組みに関する政策評価ですとか、公共事業評価を実施するとともに、②の適正な会計事務や物品調達等、③の準公金等の適正な管理の徹底、④の職員の法務能力の向上等に取り組みました。

また、⑤の公営企業の経営につきましましては、企業局及び病院局において、記載のとおり、それぞれ具体的な数値目標を掲げて、経営健全化の取り組みを進めております。

次に、⑥の公社等の改革につきましましては、22年2月に策定いたしました「公社等改革指針」に基づきまして、県職員の派遣の減ですとか、県財政支出の削減等の見直しを行ってきております。

また、この公社等改革指針につきましましては、24年度までの推進期間でありましたことから、この行革プランの推進期間に合わせまして、26年度までの2年間期間を延長した改訂版を策定をいたしております。

19ページをお願いいたします。(4)の市町村との連携につきましましては、①の市町村職員との人事交流、②の「チーム市町村課」の派遣、③の連携推進会議等を実施いたしました。

次に、2の県民目線による行政サービスの提供ですが、まず、(1)の県民への情報発信、県民ニーズの的確な把握と県政への反映につきましましては、①の県ホームページやフェイスブック等を活用した情報発信を積極的に実施するとともに、②の「県民の声」等を実施いたしました。

また、③のとおり、教育委員会におきまして、家庭や地域社会等と連携した防災教育・防災管理に取り組んでおります。

次に、(2)の県民等との連携・協働につきましましては、①のNPOとの協働事業やボランティアの支援に取り組むとともに、②の公の施設の指定管理者制度の導入拡大、③の有害鳥獣の捕獲に関する規制の緩和を行っております。

次に、20ページをごらんください。(3)の県民サービス・利便性の向上につきましましては、①の労働委員会における「働くあんしんサポートダイヤル」の設置や、②の聴覚障害者センターにおける貸出用「磁気ループ」の整備、③の津波に備えた標高表示板の設置等を実施いたしました。

次に、3の持続可能な財政基盤の確立につきましましては、依然として厳しい財政状況を踏まえまして、現在、23年度に策定いたしました「第三期財政改革推進計画」に基づきまして、歳出見直し策と歳入確保策を一体的・集中的に実施しております。

25年度の当初予算編成における取り組み状況を記載しておりますが、まず、①の中期財政見直しにおいて見込まれた330億円の収支不足額につきましましては、人件費の削減や事務事業の徹底した見直しなどを積極的に推進し、261億円まで圧縮を図ったところであります。

これにより、②のとおり、25年度末の県債残高は1兆565億円の見込みとなり、臨時財政対策



債等を除く実質的な県債残高は5,850億円まで減少する見込みとなっております。

しかしながら、③のとおり、25年度末の基金残高につきましては、261億円の基金取り崩しを余儀なくされたため、194億円程度まで減少する見込みとなっております。このため、引き続き執行段階での経費節約などを積極的に進め、一定の基金残高の確保を図る必要があると考えております。

また、④にありますように、ゼロ予算施策を積極的に推進するとともに、不適正な事務処理に関する再発防止策についても引き続き推進することとしております。

その他、24年度における主な取り組み例を21ページにかけて記載をいたしております。

最後に、22ページをお願いします。この行財政改革プランの数値目標の進捗状況でございます。ごらんとおり、このプランには26項目の数値目標を設定しておりますが、24年度の実績は、一番右の欄に掲げる数値となっております。

まだ集計中のものが3項目ございますが、数値が出ているものでは、既に目標を達成しているものが半数程度ある一方で、基準年度より悪くなっている項目や前年度より悪くなった項目もございますので、今後とも、目標達成に向けて全庁的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** それでは、「総務政策常任委員会資料」の23ページをごらんください。危機管理課から4点御報告をさせていただきます。

まず、「宮崎県地域防災計画」の見直しについてであります。

この地域防災計画は、災害対策基本法に基づ

き定めているもので、原則として毎年度見直しを行っております。平成24年度につきましては、東日本大震災の教訓等をもとに、表に記載しておりますような事項について修正をいたしました。

まず、1点目の津波避難対策につきましては、津波警報等の伝達、あるいは避難誘導體制、避難所対策に関しまして、気象庁の警報見直しや安全確保のための行動ルール化。

それから、2点目の広域防災体制強化につきましては、東日本大震災以降の新たな応援協定の状況並びに受援体制の強化としまして、後方支援拠点の指定や実践訓練等の実施について。

それから、3点目の業務継続計画策定につきましては、県のBCPを定めたことや市町村、事業者等についてもBCPを進めること。さらに、右側になりますが、4点目の防災意識啓発等につきましては、自主防災組織の育成や消防団との連携による地域防災体制の強化。

それから、5点目のその他につきましては、緊急輸送道路の見直しや被災者等への的確な情報伝達体制の整備などについて整理したとてでございます。

それから、その次の下の2の今後の修正の見込みですけれども、今年度、その(1)から(5)までの事項、例えば地震と津波の対策を分けまして、より詳細に記載をし、津波の浸水想定や震度分布、新たな被害想定や減災計画、そういったものを盛り込みますとともに、福島原発事故の教訓をもとに、原子力災害対策編も新たに追加する予定にしております。

それでは、その次の25ページをごらんください。2つ目が「宮崎県危機管理指針」の改正についてでございます。1の改正理由にもありますように、この指針は平成16年に、危機管理局

が設置された年に策定したものでございますが、10年目に入りましたので、その後に発生しました口蹄疫や新燃岳噴火等の対応を踏まえて所要の改正を行ったところでございます。

2の主な改正内容ですが、1点目、大規模災害等の経験を踏まえた改正としまして、本指針を全ての危機事象についての一元的な対処方針として位置づけまして、危機管理局の関与の強化ですとか、「宮崎県業務継続計画」との関係等について規定をしております。

それから、2点目の危機事象発生時の公表や記録のあり方の整理としまして、情報公表のあり方や報道対応等について規定をします。

さらに、3、その他としまして、業務に従事する職員の健康管理や職員の果たすべき役割、新たな情報伝達手段の活用等について規定をいたしております。

そして、この改正につきましては、5月27日付で行ったところでございまして、今後、この方針に基づいて、よりの確な危機管理対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、27ページをごらんください。3点目ですが、日米共同訓練についてであります。

1の訓練の経緯ですけれども、在日米軍再編に係る訓練移転としまして、この新田原基地に関しましては、1点目、嘉手納飛行場等からの訓練の移転、それから2点目、普天間飛行場の有している緊急時の使用機能の移転が位置づけられておりまして、地元の5つの市町と、そして国との協定締結を経まして、平成19年から訓練が実施されてるところでございます。

2の今回の訓練ですが、6月17日月曜日から21日金曜日までの間、米軍から戦闘機8機、人員120名が参りまして、航空自衛隊と四国沖の空域で共同訓練を実施するものでございます。

右側になりますが、訓練期間中に九州防衛局が新田原基地に現地連絡本部を設置しまして、職員40名以上が駐在し、米国側との調整ですとか、騒音測定等の業務を行っております。

県としましても、安全・安心の確保に係る国への要請を行いますとともに、訓練期間中の状況把握を行うために、危機管理局職員が毎日現地調査を実施しているところでございます。

それでは、29ページをごらんください。最後、4点目ですが、南海トラフ巨大地震対策についてでございます。

内閣府のほうで、これは中央防災会議のワーキンググループというところが中心になりますが、そこで、昨年8月に津波高、浸水域、そして建物被害、そして人的被害の推計結果をまとめ、さらに本年3月に施設等の被害や経済的な被害の推計結果を公表しています。そして、それらを踏まえまして、このたび防災・減災対策についての最終報告が公表されまして、予防対策や応急対策等が提示されたものでございます。

この報告を受けまして、今後、(2)のほうになりますが、国のほうでは、本年度中にマスタープランの作成ですとか、あるいは事前の防災戦略、応急対策の活動計画を策定するという予定になってございます。

それからまた、議員立法によりまして「南海トラフ地震に係る特別措置法案」や「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」が今国会に提出されているところでございます。

次に、(3)の最終報告の概要等ですけれども、主な課題としまして、「命を守る」ための避難対策、ライフライン等の早期復旧、さらには都道府県間の広域支援の必要性等を指摘しまして、②になりますが、対策を推進するために、法的枠組みやハード・ソフト両面にわたります総合

的な対策や災害文化の醸成、実践的な避難訓練等について列挙されてるところでございます。

そして、右側の30ページのほうになります、これに対しまして、本県での対応としまして、まず1点目、基本的な考え方としましては、住民の命を守るということを最優先課題として、国への要望では、南海トラフ巨大地震対策の法整備ですとか、国の支援スキームの創設、さらには広域的対策に係る取り組み等につきまして、全国知事会等とも連携をして要望活動を展開することといたしております。

また、②ですが、今後の対策としまして、本県における震度分布や被害想定をまとめまして、減災計画を策定し、さらには、先ほど申しましたが、地域防災計画にも本年度反映させまして、総合的な対策を推進すること。さらには、本年度から執行してます大規模災害対策基金を活用しまして、沿岸の市町と避難場所の確保ですとか、広域連携の強化等を推進するほか、12月には実践的な総合防災訓練を実施することといたしております。

そして、(2)ですが、関係機関との連携も大変重要でありますので、①の南海トラフ対策九州ブロック協議会の幹事県としまして、去る5月27日に本年度第1回目の会議を開催しまして、関係機関相互の支援・連携体制の強化ですとか、あるいは12月に実施します総合防災訓練につきまして、この九州ブロック協議会も共催する形で関係機関が参加すること等について合意したところでございます。

それから、②の宮崎県津波対策推進協議会につきましても、6月の4日、5日に本年度第1回目の幹事会を延岡市で開催をしました。そこで、県と沿岸10の市町の津波対策の課題とか、取り組み状況等について意見交換をし、さらに

は延岡市内の避難経路整備箇所等の現地視察も実際したところでございます。

このように、南海トラフ対策というのは、1県、あるいは1市町村だけで対応できるものではございませんので、相互に十分連携を図りながら、被害をできるだけ減少できるように取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その次の32ページに、この最終報告の概要を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

説明は以上でございます。

**○厚山消防保安課長** 消防保安課から、宮崎県防災救急ヘリコプターの緊急出動状況について御説明いたします。

「総務政策常任委員会資料」の最後のページになります、33ページをごらんください。

初めに、1の年別緊急出動状況であります。平成18年から24年までの緊急出動状況を表に記載しておりますが、県の防災救急ヘリコプター「あおぞら」は、平成17年2月の運航開始から、緊急出動回数は年々増加傾向にあります。

なお、平成23年の救急の出動件数が104件と増加しておりますが、これは、主にドクターヘリの導入に向けて、宮崎大学医学部附属病院のドクターが防災ヘリに搭乗して緊急出動した、いわゆるドクターヘリ的運用の増加によるものでございます。

次に、2の平成24年中の緊急出動状況の内訳についてであります。平成24年中の緊急出動回数は135件ですが、その内訳は、まず救急活動が83件で、そのうち、転院搬送が51件、医師搬送が17件、交通事故等の負傷者の救急搬送等が15件となっております。

次に、救助活動が42件で、そのうち、水難が20件、山岳遭難が12件、その他交通事故や山林伐

採中の負傷者等の救助活動が10件となっております。

その他、林野火災の空中消火が3件、他県への応援活動が7件となっております。

なお、福岡県への応援につきましては、昨年7月の九州北部豪雨による広域応援要請に基づく出動であります。

最後に、3のドクターヘリとの連携についてであります。

1でも御説明しましたように、ドクターヘリとは、その導入前から連携を図ってきているところではありますが、現在、救助活動を伴う案件で両機が出動した場合は、防災ヘリが救助し、その後ドクターヘリに引き継ぐことや、ドクターヘリが出動中に重複して出動要請があった場合には、宮崎大学救命救急センターのフライトドクターの対応が可能な場合には、防災ヘリに搭乗し、現場出動するなどの対応を行っているところであります。

今後とも、関係機関との連携を密にし、防災ヘリの安全かつ効果的な運用に努めてまいりたいと考えております。

消防保安課からは以上でございます。

**○内村委員長** ありがとうございます。執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

**○井本委員** 24ページの今後の修正の見込みの中の4番の「原子力災害対策編」を新たに追加することと書いてありますが、今度の本議会でも中村さんが質問したんだけど、この前の福島原発のときも、余り訓練ができてなかったというのもあったんだろうけど、チェルノブイリのときの近くの町が退却するときは、本当何時間のうちに何万人がぱっと退却したということ

らしいです。だから、今回そういう、もちろんそういうことも計画の中に入れるんでしょうね。どうなんでしょうか。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** 具体的な内容につきましては、今後十分検討してまいりますけども、通常この地域防災計画では、組織体制をどうするかといったような問題とか、事前の予防対策とか、事後の初動対応とか、いろいろフェーズごとに整理をすることになりますので、そこ辺り十分検討しながら今後作成してまいりたいと考えております。

**○井本委員** いやいや、だから、事前のちゅうても、原子力の事前は余りないだろう。恐らく何か事故起きたらぱっと逃げないかんというのが最大やろうと思うんですよね。この飯館村なんかも全部逃げてしまったとなりましたけども、ちょっと初動が遅かったのかなという感じがしますもんね。本当逃げるときに、ぱっと逃げられる体制を日ごろ考えとかないかんのじゃない。それが事前の話ということになるかもしれません。よろしくお願いします。

**○内村委員長** ほかありませんか。

**○坂口委員** 補足して説明を、まず15ページ、今、駐車場を中心に動いてきていると思うんですよね、拠点施設というか、庁舎というか。このときの問題は、緊急輸送路に面しているということが――緊急輸送路の機能の問題ですよ。

今回、津波津波で、水が来る来ないの判断を重要視してるけど、直前の阪神大震災のときは火災火災だったですよ。あのときに宮崎市がつくった災害想定は、火災と建物の倒壊というのがすごく深刻な災害、具体的に道路封鎖ですね。だから、道路が封鎖されるということを前提にしなければいかんということで、今度の地震対策については、地震被害と津波被害を別

個に今度検証していくんだというのは、これは一つ大きい参考材料が、資料が出てくるかなと思うんですよね。

それをまず図上に入れて、どれぐらいの規模を想定されるんかわからんですけれども、少なくともL2対応型になれば、マグニチュード9ぐらいの設定されるかな。それで、まずは時間ごとの地震被害想定というのを出して、少なくとも県庁周辺ぐらい。確実に道路が確保されることが前提でないとだめと思うんです。だから、この選定された根拠というのが、一つそれで壊れると思うんです。緊急輸送路に面しているのを選考理由にされればですね。そこら一つというのと。

なかなか予測だから、今言われたように、予測というのはあくまでも予測で、だから、そこにいろんな機能を全て、頭脳部分から、実働部分から、それから部局横断的な部分まで1カ所に、効率は確かにいいと思うんですよ、そこに集中されれば。しかし、あらゆることを、事象を対象としたときは、リスク分散という考え方も一つやらなきゃだめなんじゃないかな。

だから、BCPのランクごとに、まずは最低限必要な頭脳部分、そして初動として対応する部分に対しての拠点、これは何が何でも確保する。そこへは何が何でも移動できるように、自宅にいたとき、あるいはどこにいたときというとき、そこに、頭脳部分に入るべき人は、そこにまず間違いなくアクセスできるというものをやっていく必要があるんじゃないかな。その上で、機能ごとにそれを分散させるほうが、むしろ効果的じゃないか。例えば県土整備部にせよ、福祉保健部にせよ、実際実働で当たる人と、指示を出すというか、状況判断をして方針を決め、そこからいろんな指示を出していくという部分

と一体で完璧にやれば理想的ですけど、そうじゃなかったときを考えると、全てが麻痺してしまうというののもいかなものかなというのの一つですね。

それと、ボランティアと一般の人たちの避難をまたそこに加えたときにパニックらないかということですね。一般の人たちとか、観光客は、そこでの訓練は受けてないということはどう織り込んでくか。パニックって、そこで、いや、ここからここは立入禁止だって言ったって、命の恐怖に駆られた人たちは駆け込んできます。だから、もう、はい、これで定員が終わりました。あとは整理券を待ってくださいというわけにもいかない。そこをどうやるかというのをもう一回。この場所がだめというんじゃないんですよ、やられること。

それから、97億円というのは上屋の部分であって、土地改良、地盤改良にどれぐらいかかるのかというのは検討委員会は示すべきだと。費用対、対象のときはですね。その部分で、仮に用地がそれだけ確保できれば、その用地としての試算としてカウントできるけど、ここで地盤改良やら、それは何も県有財産がふえたということにはならないから、全く見えない部分に投資していってしまうということで、それもこの予算には計上すべきということが一つあるのかなと思うんですよね。

だから、そこらのところをどう、まず基本的にはどう考えておられるかですね。比較対象やるときに、さっきのように、重複になりますけど、リスクを分散させといて、効率的には一極集中できなければ悪いけど、あらゆることを想定したときは、リスク分散しとけば、全てが全滅はしないということとか、そういう比較対象というのは、検討委員会というのはやってるん

ですか。

○川畠総務課長 今、非常に貴重な御意見いろいろいただいたとございますが、端的に申しまして、委員のおっしゃられたような詳細、緻密な比較まではやっていないというのが実情でございます。

○坂口委員 だから、完璧を期したいから、少なくとも地震での、まず宮崎市内における、この図面上のいろんなインフラじゃなくて、実際それが総体した3D上での、ここでどれぐらいのビルが倒壊するぞとか、この道路はもうだめになっちゃうよとかいうところを1回シミュレーションして、もう一回検討委員会に放り込む必要があると思うんですね。

そうなったときに、何が何でもこの道路を確保するんだというために必要なものを、先ほどの5億円基金というのがありましたけど、そんなのビル1つで吹っ飛んじゃいますよね。民間のビルで空き家なんていっぱいあるじゃないですか、シャッターがおりてる店もあるじゃないですか、抵当に入ってる店もあるじゃないですか。それが56年耐震基準前のものだって、それ上の突き上げてあったりしたら、それは道路封鎖の原因になりますよね。ここらを排除しなきゃだめですよ。その道路を、いかなることがあっても、ここに持ってくるための、そこに通ってくるための道路として確保するためにはです。

そこらも一緒に検討委員会に放り込まないと、あの人たちは図面で判断してると思うんですよ。ここにあれば、こういう便利だなというところ。ところが、これに来るためには、ここで火災が発生することが確率的に物すごい高いよとか、この道路はアパートとか、昔の古い住宅街を抜けてきてるから、火災と倒壊で封鎖されるよとか。でも、この道路はここは必要だよとかです

ね。

例えば大塚台とか、あるいは向こうの県の職員の人たちがたくさんおられるようなところからのアクセスというのは、絶対これは確保しなきゃだめなわけですよ、ここに持ってくればすね。そこらを、その比較がもう一回要るんじゃないかな。この単純な、ここにしたときについていう図面上の検討が。

それから、そういったように広ければ広いほど理想ですよ。そこに民間の人もそこで守ってあげればすね。でも、そのことのために、本当にパニックらないかどうか。パニックったときに、本来の業務に影響がないかどうか。冷たいようだけれども、ここは最低限、これに対応する我々だけ、公務員なりだけの救助のためのスペースなんだとか、その対応に直接当たる当事者のための施設なんだということで割り切ったほうがいいんじゃないかな。

むしろボランティアだ何だといったら、だだっ広いところで、炊き出しから何からできるような、それはBCPの3ランクですよ、そこら。だから、1週間後に対応すべきところという考え方でいいんじゃないかなと思うんですよ。1週間は自活の必要あるんですよということの想定のもとでの今度は地域防災計画になっていくわけです。

その財源、対応一つ、なかなかできないと思うんですけども、せつかくやるんなら、それで理想的な場所。民間のビルを個人が買うことできないよとか、担保に入ってるものを県がその担保を抹消してから、そこを壊すわけいかないうというなのが出てくれば、別な場所も比較対象にしなきゃいけないんじゃないかなという気はするんです。だから、そこらをまず検討されてこられたのかどうかということと、そうい

う検討をする必要があるかないかということは、どんなぐあいに判断されますか。

**○川島総務課長** 先ほど申しましたとおり、そういった非常に具体的な、3D的な比較対象、シミュレーションというところまでは正直まだやっていないというところでございます。ただ、この図上というか、いろんな考え方のもとに、県内、そして宮崎市ということていろいろ検討していきまして、整備場所としましては、考え方としましては、ここが一番望ましかろうというふうになったところでございます。

いろいろ今御指摘ございました点、もっと具体的に、緊急輸送道路のことであるとか、それから職員が参集できるような安全性とか、いろんな角度からもう少し具体的に検討、シミュレーションしてみる必要はあろうかと思っております。

**○坂口委員** 理想的には、確かにここだと思っておりますよね。だけれども、起こり得るいろんな事象をやったときに、本当にそういったリスクを排除できるということが前提で。だから、今津波のマックスの15メートルが来てもぬれないよということで、それは1つ解除できたんですけど、マックス15メートルを想定する以前に、以前の7.6マグニチュードから今度はマグニチュード9までいったときに、宮崎市が前やった災害想定、何百家屋か何千家屋かが倒壊して、500人の死者が出るという、あれも少なく見積もってもということでの想定だったと思いますよ。

それをもう一回、今度はマグニチュード9に合わせて地震の想定をやって、ここは封鎖される道路だというのは、想定上必ず出てくると思うんです。でも、封鎖させない道路というのをここにアクセスしとくべきなんです。封鎖しない道路じゃないんですよ、封鎖させない道路

です。それでも、それがまだ万全でないときは、そのときに何があるかといったら、ヘリコプターなんていうのは、ひよっとしたらその職員をここに運び込むことが最初の仕事になる可能性だってあるんですよ。そこが拠点で、誰もいなかったら、人が来なきゃしょうがないわけです。

だから、そういったアクセスをまずできるということを見通さないと、水が来ないからとか、みんながそこにいるから便利だとか、空き地があったからというだけじゃ乱暴かな。目的は、絶えてそこに人が24時間、土日休みなく、土日関係なく、そこにぱっと来れるということをお前提にしとかないといけないかな。だから、その場所反対というんじゃないくて、アクセスが確保できるということを条件にしないと。

**○川島総務課長** 今、アクセス道路の話がございましたが、確かに第5回目の検討委員会の中でも、庁舎の整備とは別に、庁舎整備しても、そこにアクセスできなければ機能しないと、職員が集まれないということで、そういった道路アクセスについても十分検討すべきという意見も出たところでございまして、委員おっしゃられたとおり、どの程度の具体的なイメージというか、シミュレーション等ができるかはわかりませんが、可能なところでいろんなことを考えていく必要はあろうかと思っております。

**○坂口委員** くどくなりますけど、その地震が起これば確実に起こるとというのが揺れによる被害ですよね。水は起こるかもしれないという被害です。確実に起こり得る揺れ、揺れからくる倒壊、倒壊からくる火災、これはあり得ることを前提でないと、その計画はだめになる、そういうことです。津波には万全でなくても、津波が来るのは、限りなく可能性の低いものでやった想定です。こちらの倒壊と火災は現実です。

あとは何ぼ起こるかの問題だけで、間違いなく起こる。そこで封鎖をさせないというのだけは最低限セットにして議論していかないと、とんでもないことになる。

そういうとき、リスク分散のために、いろんなものを、あらゆるところを想定して分散しとく。そこまで行く、そこにみんなが結集するという時間のロスはあるけれども、確率的にはそのほうがうんと機能する確率というのは高いと思ったから、それがこの検討委員会では検討された形跡がないから、これをぜひやっていただきたい。

○鳥飼委員 3点お尋ねします。

1つは、行財政改革の取り組みの中で、18ページです。適正で成果重視の県政運営の中で、③に準公金等の会計事務適正化について、準公金ごとに出納責任者を定め、毎月金銭出納簿と通帳を照合させるなど適正な管理を徹底するというところがありますが、この準公金等というのも再度確認をしたいと思います。

○武田人事課長 ここで言う準公金といいますのは、まず宮崎県準公金等取扱規程というのがございます。その中で、準公金とは、会計法の適用を受けない現金及び預金で、職員が職務上出納または保管する次の掲げるものをいうということで、例えば協議会等の資金、協議会、協会、実行委員会等の資金ですね。そういうもの。それからあと、例えば職員が会計事務を行っている団体等を除く現金とか、それからあと、その他資金ということで、例えば協議会等の所属に属さない、実費として徴収した公金収納しない現金等または私人の所有に属する現金というものを準公金というふうに言っております。

○鳥飼委員 公金はわかります、そして準公金も職務上のものとか、いろいろありますから、

それは理解できるんですが、それに準じられるということで、例えば職場の親和会みたいなものがありまして、それについても含まれているという解釈ですよ。

○武田人事課長 職員が所属単位で持っているような親和会のお金というものは準公金に含まれるということになります。

○鳥飼委員 そうしますと、コンプライアンスの関係から、公私の区分といいますか、そこが極めて曖昧になってるのではないかと思うんですけども、コンプライアンスに反するのではないかと思うんですが、無理があるんじゃないかと私は思ってるんですが、いかがでしょうか。

○武田人事課長 確かに親和会のお金という部分では、確かに公金ではありませんので、公務上のそういう資金ではないという意味で、今委員がおっしゃるような部分があると思いますけども、ただ、例えばその親和会で集めているお金を過去、私的流用したケースとか、そういう形で職員が処分を受けたケース等がございます。そういうのを職場内で行ったという意味では、広い意味でのコンプライアンスという概念には含まれるのではないかと考えております。

○鳥飼委員 ここ指摘をしておきたいと思えます。コンプライアンス上問題があるということをや指摘をしておきたい。

それから、20ページに持続可能な財政基盤の確立というところで、①中期財政見通しの中のポツの2つ目なんですけど、公共事業の縮減・重点化、必要度、緊急性が特に高いものを除く施設の新規着工等の凍結というのがあるんですけど、これは具体的に言うと、施設名とかが具体的に何かありますか。

○福田財政課長 原則凍結ということですので、基本的に事例がないということではございます



けれども、例外として、例えば県立特別支援学校の整備といったものについては、一部例外ということで実施しているものもあるということでございます。

**○鳥飼委員** わかりました。最後に、この図表なんです、22ページの図表で、2の男性職員の育児休業等取得率、これは基準が平成22年で61.5%で、24年が68.3%ということで、男性職員の育児休業取得率といいますと、夫婦共働きか、もしくは民間の事業所で、そして奥さんが出産をして、育児休業に男性職員が当たるということですよ。具体的には、こんなに高いと思わなかったもんですから、御説明をお願いいたします。

**○武田人事課長** この男性職員の育児休業等の取得率というくくりでございますけども、この育児参加休暇、5日間の有給休暇というのがございます。これは、通常の育児休業とは異なりまして、特別休暇でございますけども、これを少なくとも、例えば配偶者が出産しまして子供ができた際に、その際に職員が5日間とれるような、そういう取得目標ということで、それが75%の職員の方がとれるような形にしましょうということで目標値を設定しております。

**○鳥飼委員** わかりました。次に、在日米軍の新田原基地の日米共同訓練についてお尋ねいたします。

この中では、今週から21日金曜日まで、ホーネットが8機程度とか、いろいろ書いてあります。それで、2007年、19年の9月から訓練が実施をされてきたと書いてあるんですが、最近多いような感じがするんですけど、その内訳といいますか、2007年の9月が1回、2007年には。それ御説明を、年ごとに御説明をいただきたいんですが。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** 第1回目が平成19年の9月で3日間あります。それから、2回目が平成20年の2月で4日間です。それから、3回目が平成20年の9月で4日間です。それから、4回目が平成21年の2月で5日間です。それから、5回目が平成25年の1月で5日間です。それから、6回目が現在やってるものですが、今年の6月で5日間ということですが、先ほど入った情報なんです、台風が接近してまして、今回の訓練、きょうでもって終了ということになったそうでございます。

**○鳥飼委員** わかりました。それにしても、最近多くて、間隔も狭まって大型化してるもんですから、児湯郡の皆さん方と宮崎市の北部、騒音等でかなりの苦痛があるんじゃないかなと思うもんですからお尋ねしました。

関連して、オスプレイの飛行なんですけど、うちの太田議員も北方でしたかね、知人の方が飛行してるのをというのありましたし、それから前屋敷議員もそういう目撃情報があるというようなことで言っておられましたけども、このオスプレイについては飛行をする場合については通告があるようになってるんですよ。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** オスプレイにつきましては、現在までのところ、沖縄を出て本土に飛行する場合、また帰る場合については、九州防衛局のほうから連絡が入るようになっております。

**○鳥飼委員** そうしますと、今までは通告がなかったんですかね。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** それこそ米軍の訓練、飛行訓練といいますのは、現在までも毎年年間250回ぐらい、この九州のルートでも飛行訓練がされてるということが昨年発表されたんですけど、それについては全く情報はご

ございません。ただ、このオスプレイの飛行に關しましては、各県からの要請等もあって、九州防衛局のほうがその都度情報を把握して、県や地元市町村に伝達しているという状況でございます。

その中では、現在までのところは、沖縄と本土の往復の事例、さらには四国のオレンジルートで実際の訓練がされた事例等については情報伝達がありましたが、まだその九州内のイエロールートと呼ばれてるルートで訓練がされたという報告はございません。

**○鳥飼委員** 市町村から目撃情報なり、これオスプレイではないですかねというようなこととかの通告なり、連絡があったことはないんでしょうか。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** 国から報告を受けるだけではなくて、県としましては、県内の全市町村に、仮にオスプレイの目撃情報があったら連絡してくださいということでお願いをしてるところでございます。これまでに合計4件、オスプレイらしきものを見たという情報がありました。うち3件は、確かに沖縄と本土を飛行してる日ですので、ひょっとすると、その往復の経路の中で宮崎県上空を飛んだのかもしれないという可能性はございます。

ただ、1件は、全くそういう状況ではなかったもんですから、別の飛行機と間違っただけではないかというふうに把握しております。

**○鳥飼委員** その4件というのは、市町村とか、場所とか、ある程度わかれば。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** 県北の市町村です。五ヶ瀬が1回、高千穂が2回、椎葉が1回でございます。

**○鳥飼委員** わかりました。昨年というか、例年250回ぐらい勝手にやっていると状況を見た

ら、余り素直にといいますか、当然のように通告してくるということは余り期待ができないんじゃないかなと思うわけなんです。ですから、大体今は法上は日米合同委員会というところの中になってはいますけども、大体この地位協定自体が不平等条約みたいなことだと思ってるんですよ。

ですから、通告がない可能性のほうが私は高いんじゃないかというふうに思うもんですから、その覚悟でといいますか、その思いで危機管理局も情報の収集とか、県民に対する伝達とかというのをやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○十屋委員** 行政改革プランの22ページの下から4つ、5つの22番と23番、県の行財政改革についての認知度、これがパーセンテージが毎年かなり下がってきてまして、これはどういうふうに皆さんはお考えになってらっしゃる。

**○平原行政経営課長** 行革の周知につきましては、これまでも県のホームページですとか、新聞の県の使っている欄ですとかを使ったり、あとテレビ番組に出て周知を図ってる所なんですけど、どうしても行政改革というと、人を減らすですとか、そういうイメージで皆さん持っておられます。多分最初につくったときがいろんな新聞とかで取り上げられて、インパクトが強くて、先ほど説明したようないろんな取り組みをしてるんですが、行革でこれやってますというようなPRをするわけじゃないので、どうしてもそういう認知度が今低くなってしまっているかなと思ってますが、行革、大事な取り組みでございますので、今後とももう少しPRを力を入れていって、やってることを周知を図っていきたくて考えております。

**○十屋委員** まさに行革というと、減らす、な

くすというイメージでなかなか捉えられてて、ゼロベースの予算とか、いろいろなことをやられてるのは我々もよくわかるんですけども、これを100に上げるとなってくると、あと2年後、26年度に100という数字は、高い目標を掲げるべきであるというのは思いますけど、なかなかここまで落ち込んでしまうと、そこまで持っていくのは、よっぽど何かの大きな、逆に言うと、PRしようと思えばお金かかるし、行革になるのかというたら、それはまた違うのかと、痛しかゆしのところがあるのかなというふうに思うんですね。

反面、23になると、61%がまたこれも下がるんですね。行政機関における対応についての満足度、これも下がってるんですよ。だから、行革をやることによって満足度が下がってるのかなと、そう思ったときに、県民としては、認知度がないという部分と、県民サービス、県の行政機関における対応についての満足度でしょう、これは団体であったり、機関であったり、県民であるわけですよ。それが満足度が下がってるということは、皆さんがやってることが認知されてない部分と重なって、よくやってないという評価につながるのかなというふうに思うんですよ。皆さん一生懸命やってるというのはわかるんですけどね。だけど、ここを8割まで上げると。だんだん下がってきてるから、本当は上がらなきゃいけないとこなんですけど、これはどういうふうに判断されてますか。

**○平原行政経営課長** 今お話にありましたように、行革の中でも、減らすだけじゃなくて、サービス向上とか一生懸命やっているわけで、我々としても一人一改善運動というようなことで、例えば県庁に来られて、わからなそうにされてる方はこちらから声をかけましょうとか、そう

いう細かい取り組みをそれぞれで進めておるわけです。この数値は非常に私としても厳しい状況だなと思っておりまして、昨年度よりは上がってきてるのですが、当初よりはだいぶ悪くなっておりますので、もう少しその辺を、サービス向上にしても、さらに力を入れていかないと厳しい状況だなと思っております。

**○十屋委員** それで、きのう、坂口議員が質問されましたけども、骨太方針の中で行革をしていかなければ、国の交付税の関係がまた影響してくるというような話にまたなってくると、結局県民の満足度というのはなかなか上がってこないのかなというふうに思うんですね。

痛しかゆしのところ、先ほど言ったように、大きな何かの1つの事業があって、それで県民にどんと知らせる部分があれば関心も高まるし、それから認知度が上がる中での満足度にも若干影響するのかなというふうに思うんですけど、そういうのが今現実問題として、なかなか表明し切れないというところがこういう数字になってるのかなと思うんですけど、本当にこれは、なかなか上げていくというのは至難のわざののかなというの正直思います。

だから、頑張るしかないんですけども、これは、あといかにこの行革やってることを県民の皆さんにお知らせするか。そして、これだけ今回の給与削減も絡んで、身を削ってるということも含めて、これは皆さんの執行部側と議会側の表裏一体のところがあって、我々もそういう部分は否めないで、いろんな手法を考えなきゃいけないとは思いますが、そのあたりは執行部側もしっかり、もう少しこのあたりにも力を入れて、やってる部分はやってる部分としてきちんと表明していかないといけないんじゃないかなと思います。

最終的には、対サービスを受ける側とサービスを提供する側が、片方だけ一生懸命やっていますよと言っても、なかなか向こうが評価していただければ、なかなか厳しいところがあるので、そういうふうな取り組みをPRの部分も含めてしっかりやっていただきたいなと思っています。

それはもう答弁は要りませんので、ここの数字をできるだけ上げていただけるように頑張っていたとということをお願いしたいと思いません。

それから、南海トラフ巨大地震で、29ページのところで、特措法の関係で国会へ提出されたということで、この動きを少し、あと何日かで閉会しますけども、動きはどういうふうになっているのか、わかれば教えてください。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** 確か6月5日だったと思いますが、国会に上程されたということで伺っていますが、議員立法なものですから、国のほうからその状況がどうだということの説明はございません。新聞報道によりますと、今国会での実質的審議というのはなかなか無理だろうということで、次の臨時国会あたりでの成立を目指したいということが報道されますので、そんな方向になるのかなというふうに理解してるところでございます。

**○十屋委員** それで、宮崎のこの前の想定された浸水域の問題も含めて、避難、いろいろあって、経路もあるし、避難タワーの問題もあるし、この法律がある種、我々が期待するところは、特措法ができることによって、いろんなハード面の整備が進められるのかなと、そういう補助金絡みも出てくるのかなというふうに思うんですけど、そのあたりの情報はまだ全く入っていないんですか。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** まだ残念ながら内閣府のほうから、その法律の中身とか、今後どうするという説明は残念ながらない状況なんですね。ただ、新聞報道等で、例えば避難施設について3分の2の補助をすとかいうのはメニューとして載ってますので、その内容はしっかりと勉強しつつ、宮崎県としても積極的に、早く成立をしていただいて、そして早くそういう支援スキームができるようにということを働きかけてまいりたいと思います。

**○十屋委員** ですから、ある程度ぼやっとしたものがあってもいいんですけど、そうしたときに、県としては、法律ができるという、当然臨時国会、次の臨時国会でも通るということを、通されるということを想定したとしたときに、県としては、それへの対応、こういうふうにするのか、計画的なものは何か考えてらっしゃるんですか。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** 先ほどもちょっと申しましたように、沿岸の10の市町と連絡会を持っています。6月には延岡でやったのですが、これそれぞれ場所を変えてやっていこうと思ってまして、それぞれの市町ごとにどういう避難施設が今後必要なのかといったようなことを、実際にフィールドを見ながら、県と市町村とで連携して調査をしていこうと。

そして、さらには先進地調査ということで、東海地方とか、中国・四国地方等につきましては、既に避難タワーが設置されてるとか、いろんな事例もありますので、そういったものも一緒に見ていって、じゃあ我が町、我が市でどういふものが必要なのか、欲しいのかといったことを整理してまいりたい。そして、しっかりと予算要求をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

○十屋委員 最後になりますけども、結局逃げる道路、最初の被災、先ほどもありましたけど、倒れたり、道路が波打ったり、走れない状況かもしれないんですが、そういうハード的な整備も含めるときに、高齢者等を抱えてる世帯とか、いろんな面で、ある種、走って逃げろと言われても、距離的な問題があったりとか、体の問題があったり、いろんな問題があるときに、どうしても自動車とか、そういうものを利用しなきゃ逃げれない状況が発生すると思うんです。

そうしたときに、先ほどの地域防災計画にも関連しますけども、ある一定の道路の強度も含めて、幅も含めて、ある程度大きな通路、都市計画道路なりのところ、それである程度のごままで動けるような、そういう道路の計画も、県土整備部の管轄になるんでしょうけど、あわせてある程度市町村と協議していただきながらやっていかないと、なかなか今の道路事情からすると、とてもじゃないけど、地震が起きたら車では逃げれない。

そうすると、足で1人で歩いたり、走って逃げるといのは限界がありますので、そうなってきたときに、大事な人命を失うことになるので、そこら辺も、この特措法ができて、そのごままでが該当するのかわかりませんが、そういう面も含めて、地域防災計画で、今言われた市町村との、その市町村ごとの事情が当然あると思うので、そういうところで議論の一つのたたき台に一応検討していただければありがたいなというふうに思っています。これはもうお答え要りません。

○坂口委員 今の関連して、実際大がかりなハードというのはもう無理だと思うんですよね。だから、あれ何年だったですかね、もう2年ぐらいになりますかね、震災3・11直後につくっ

た津波防災地域づくり事業、この前取り上げたんですが、小さい避難タワーなり、避難路なりを確保していくのは、大方は市町村になってくるかと思うんですよね。市町村の財政力見たときになかなか限界がある。

それで、県の事業じゃないから全くわからんのと、県じゃないから答えづらいかもわかりませんが、実際、市町村がそのハードやってくわけですから、何らかの市町村事業があると思うんです。震災防災対策緊急交付金事業なんか、そんな類のがたしかあったような気がするんですけど、茨城県ですかね、ここがかなりタワーなんかで進んで、短期間の間に避難タワーはたしか63カ所ぐらい、避難路は百数十カ所確保しましたよね。これは、県の支援がかなりそこにいってるって聞くんですよ。

だから、多分交付税措置付きの津波対策債が発行できてというのと、今度は、補助率もかなり高いもので、自己負担が幾らかあるもの、その自己負担に係る部分をたしか県が県単事業、県単公共を整備して、そして何かやって、それで進捗がすごくいいんだというような話も聞くんですよ。これ聞き伝わる話ですから、その信憑性がどれぐらいかわからないんですけども、確かにあそこ進みますので、あれとか高知県なんかかなり進んでる。

そういう事例を見ながら、今度の特別措置法には、これ財源がセットにならないと、何だかんだ言っても市町村では、特に宮崎あたりみたいな小規模の自治体ではなかなか大変かなと思うんです。だから、そこらもぜひ、全く今後、特措法が、むしろこの国会で決まらんで臨時国会ということになると、むしろそれは、ある意味じゃ、それを良に捉えて、それ要望を徹底してやっていっていただきたいと思う。問題は

財源確保、市町村の財源確保だと思うんですね。ぜひこれもお願いしておきます。

**○鳥飼委員** とっぴな話しますが、G8が終わりまして、日本に対する注文が中期財政計画ですか、何かそれということがありました。今出たように、津波避難タワーとかの特措法ができた場合に、どちらにしても財源がどれだけ担保されるのかということだろうと思うんですが、しかし、現下の国家財政状況というのは、非常に危機的だと今言われておりまして、1,000兆円あると。地方も200兆円ぐらいあるということなんです。

そうすると、先ほど交付税の話もありましたけども、来年度のことを言うと、また鬼が笑いますけども、しかし、財務省あたりで議論をされていることがあればお聞かせいただきたいと思えます。なぜこんなことを言うかということ、先ほど出ましたように、財源の確保というのは非常に難しくなっているし、2月補正みたいなこともうやれないと思ってるんですね、これ。そうすると、なお一層厳しくなるということになるんですけども、何か財政課長、財政課長のアンテナで何かそういうものは聞いておられないでしょうか。

**○福田財政課長** 例えば諮問会議の議論の中で、財政的に大きなところで、社会保障、それから地方財政、それと並んで、公共事業についても狙上に上っておったというふうに聞いております。ただしかし、その一方で、国土強靱化という考え方も政府の中にございますので、その兼ね合いの中で、来年度どうなっていくのかということ、そこをしっかりと見ておきたいと思っております。

**○丸山委員** 細かいことで申しわけないんですが、25ページの危機管理のことで、改正につい

てです。この前、私、九州地方整備局のほうに出向いて聞いたときに、局長が言われたのが、昨年の北部豪雨のときに、かなり早く九州整備局が動いたのはなぜかという、東日本大震災の教訓を受けて、できるだけ早く現地に入ったと。現地に入るのも、市町村に職員を先にやって情報収集をして、その情報を九州地方整備局が独自に判断しながら、情報上がってくるのを待つんじゃないかと、どんどん動いて、だから早くできたんですよということ。

そういう情報伝達のあり方は、県の場合はどうしても市町村に任せて、上がってくるのを待って、それで反応していくというのがこれまでのマニュアルじゃないのかなと思ってるんですが、その辺の改正も、情報伝達のやり方、市町村に任せてやるやり方であると、結局後手後手に回るんじゃないかなと思ってるんですけど、その辺の改正、何を踏まえて、具体的に改正した内容というのを教えていただければありがたいかなと思うんですが。

**○内村委員長** ここで委員の皆さんにお諮りしますが、本日の日程は午後4時までとなっておりますけど、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** では、そのようにさせていただきます。

引き続き審議を行います。

**○大坪危機管理局長兼危機管理課長** それこそ東日本大震災の教訓で、連絡がないところは被害がないんじゃないかと、逆に連絡がないところこそ被害が重大なんだということ、そこを十分認識する必要があるなというふうに思っております。

したがって、県のほうでも、それこそ市

町村に大災害が発生した場合は、市町村のほうに職員を派遣して、そこで実際情報をとったりということのを既にやろうとしてますし、平成17年の14号台風を契機にしまして、そういうことを、出先の振興局あたりから市町村にも行って情報収集したり、伝達したりするということはもう既に始めてますので、その方向はしっかりと進めていきたいと考えております。

○丸山委員 私も新燃岳のときに体験したのは、国土交通省は結構早く職員が入ってきていろいろ指示してもらったんですけども、県のほうがまだまだ対応が後からだったような感覚もあるもんですから、その辺はしっかりと対応していただきたいかなというふうに思ってます。

そして、危機管理に関連する、またあと防災関係に関連することかなと思ってるんですが、二、三日前に、要援護者の名簿を義務化といいますか、作成の義務化というのが法案が通ったというのがあったんですが、それを受けて県としては、市町村、これはまた市町村になってしまうんですけども、その辺の、早くこれはつくっておかないとまずいと。これ個人情報保護があったけども、それを乗り越えてやるというふうになったというふうに聞いてるもんですから、県としての今後のこの法案を受けての対応はどう考えてるのかというのを伺いたいというふうに思います。

○大坪危機管理局長兼危機管理課長 それは、災害対策基本法の改正のお話だと思います。その中で、高齢者とか、障がい持ってる方については、あらかじめその情報を地元市町村が把握して、そしてさらにはその地域の自主防災組織のリーダーですとか、区長さん方がその情報を持って、いち早く対応できるようにというふうな中身になってございますので、市町村とも

十分その方向で話を進めていきたいと考えております。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 次に、請願の審査に移ります。

請願第30号及び第33号について、執行部からの説明はございませんか。

○平原行政経営課長 第30号につきましては特段ございません。

○鶴田税務課長 第33号につきましても特にございません。

○内村委員長 それでは、委員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのほか最後に何かありませんか。

○武田人事課長 済みません。先ほどその他の報告のところ、18ページの準公金の定義のところを御説明したとこなんですけども、それで、「準公金等の」というふうに「等」というふうに入っておりますが、先ほど説明しましたように、準公金は会計法の適用を受けない現金、預金で、職員が職務上保管するお金ということで、協議会等のお金、それから協議会等に所属しないけども、実費として徴収したお金、こういうものを準公金というふうに言いますが、この親和会のお金については、この「等」の中に入ります。過去、親和会のお金については、100万単位での徴収というのがございまして、そういう金額も大きいということで、準公金に準じて取り扱うということでございます。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。先ほど鳥飼委員から基金についての調査表の要求がありましたが、資料要求がありましたが、この資料は全

委員へ提供ということですのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 そのようにさせていただきます。  
鳥飼委員より要求のありました資料は、いつごろ用意できるでしょうか。それをお伺いしたいと思えます。

○福田財政課長 あしたには御用意いたします。

○内村委員長 よろしく願いいたします。

それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、長時間にわたりましてお疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時58分休憩

---

午後 4 時 3 分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす行いたいと思えます。

開会時刻は午後 1 時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後 4 時 4 分散会



平成25年 6月20日(木曜日)

---

午後1時30分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	内村	仁子
副委員	長	渡辺	創
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		丸山	裕次郎
委員		十屋	幸平
委員		鳥飼	謙二
委員		凶師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課	主査	藤村	正
議事課	主任主事	野中	啓史

---

○内村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。

議案等につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔議案ごとに〕と呼ぶ者あり

○内村委員長 では、議案ごとに採決をしたいと思えます。

暫時休憩します。

午後1時30分休憩

---

午後1時31分再開

○内村委員長 再開いたします。

ただいま議案第14号について、個別に採決との意見がありましたので、まず、議案第14号について採決を行います。

議案第14号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手多数。よって、議案第14号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第12号及び報告第1号を一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第12号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決承認することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第12号、報告第1号につきましては、原案のとおり可決承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔継続〕と呼ぶ者あり

○内村委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第30号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手多数。よって、請願第30号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第33号「軽油引取税暫定税率廃止・燃料費補填補助金制度創設等に関する請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔採決〕と呼ぶ者あり

○内村委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第33号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、請願第33号の賛否をお諮りいたします。

請願第33号について、採択すべきものとする  
ことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手全員。よって、請願第33号は採択することに決定いたしました。

ただいま請願第33号が全会一致で採択となりましたが、請願第33号は意見書の提出を求める請願であります。お手元に配付の「運送業界に深刻な影響を与える軽油価格高騰の抑制を求める意見書(案)」について、何か御意見はありますか。

暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

---

午後1時37分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。意見書案の内容につきましては、意見書案のとおり、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

---

午後1時50分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

7月24日の閉会中の委員会につきましては、ただいま協議していただきました内容で調査させていただきたいと思っておりますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査につきましては、8月19日から21日水曜日にかけて、ただいま協議しました内容で実施することとし、詳細については正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

平成25年 6月20日(木)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては後日連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後 1 時52分閉会



署 名

総務政策常任委員会委員長 内 村 仁 子

